

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年12月23日（火）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久木田 大和 君	副委員長	塩井川 公子 君
委員	田中 紗弥佳 君	委員	渡邊 理慧 君
委員	立和田 広司 君	委員	渡邊 圭章 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	川窪 幸治 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	塩月 大志郎 君	議員	野村 和人 君
----	----------	----	---------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	野崎 勇一 君	子育て支援課長兼子どもセンター所長	村岡 新一 君
保健福祉政策課特任課長	徳永 健治 君	保険年金課長	木原 浩二 君
長寿介護課長	富田 正人 君	障害福祉課長兼子ども発達サポートセンター所長	富吉 有香 君
税務課長	岩元 勝幸 君	子育て支援課主幹	中村 真貴子 君
保険年金課主幹	豊田 理津子 君	長寿介護課主幹	田口 寿隆 君
子ども発達サポートセンター主幹	中島 大輔 君	税務課主幹	木藤 正彦 君
税務課市民税グループサブリーダー	泉 梢 君	保健福祉政策課市立病院管理グループ主査	堀内 勝幸 君
長寿介護課介護保険グループ主査	窪田 宗摩 君	健福祉政策課市立病院管理グループ主事	下田 稔 君
教育部長	上小園 拓也 君	教育総務課長	林 元義 文 君
社会教育課長	久木田 勇 君	学校給食課長	柳田 謙一郎 君
社会教育課課長補佐	東 和美 君	教育総務課主幹	山内 太 君
教育総務課主幹	川床 智文 君	社会教育課主幹	井上 寛昭 君
学校給食課主幹	塩川 辰史 君	学校給食課主幹	和田 純孝 君

6 本委員会に出席した陳情者は次のとおりである。

霧島市社会保障推進協議会 伊藤 レイ子 君

霧島市社会保障推進協議会・霧島市新日本婦人の会 平田 優 君

霧島市新日本婦人の会 南 静枝 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫 由貴 君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第86号：霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について

議案第91号：霧島市子ども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第93号：霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第94号：霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第106号：指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）

議案第107号：指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）

議案第110号：指定管理者の指定について（霧島市立医師会医療センター）

陳情第12号：「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情

陳情第13号：「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める陳情

陳情第14号：「重点支援地方交付金」を財源とした市立小中学校の学校給食費無償化を求める陳情

「開 会 午前9時00分」

○委員長（久木田大和君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る12月16日に本委員会に付託された議案7件及び陳情3件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 陳情第12号 「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情及び

△ 陳情第13号 「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める陳情

○委員長（久木田大和君）

はじめに、陳情第12号、「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情及び陳情第13号、「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める陳情について審査します。本日は、陳情者である霧島市社会保障推進協議会の伊藤レイ子様、平田優様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明を頂きます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えを頂きます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立をして御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（伊藤レイ子様）

よろしくお願いいたします。読み上げて説明にかえさせていただきます。「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情書。霧島市社会保障推進協議会、霧島市国分中央三丁目38-14、会長原口兼明、私は代理で伊藤と言います。よろしくお願いいたします。背景、貴職ますます御清栄のことお慶び申し上げます。日頃は市民の生命と健康、そして生活基盤の安定のため、多大なる御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。このたび私たちは市民の暮らしに最も多くのしかかる国民健康保険税（国保税）の負担軽減について、政府の経済対策である重点支援地方交付金を積極的に活用し、速やかに実現いただくよう陳情するものです。現状認識、低所得者層における国保税の過重負担。1、国保加入者の6割が年収100万円以下。霧島市の国保は、低所得者層のセーフティーネットとしての役割が大きいにもかかわらず、国保加入世帯のうち約60%が年収100万円以下という厳しい経済状況にあります。2、所得に比して過大な均等割・平等割の負担。現在の国保税は所得に応じて課税される所得割に加え、所得の低い方にも公平に課される均等割、加入者1人当たり1万9,900円、支援金分7,500円、介護分9,000円などや、平等割、世帯当たり2万1,600円、支援金分8,000円、介護分5,300円などの負担が大きく、所得が低い層ほど実質的な税率が高くなる逆進性が顕著です。3、国による支援の道筋。政府は物価高対策の柱として、創設・拡充した重点支援地方交付金により、地方自治体が低所得者等を支援することを推奨しています。国保税の負担軽減は、この交付金の趣旨に最も合致した支援策です。陳情事項、交付金を活用した速やかな国保税の軽減・減免。市民の切実な声に応え、国の経済対策を生活に反映させるため、以下の

事項を市議会として採択いただくよう強くお願いいたします。1、重点支援地方交付金を最大限に活用し、国民健康保険税の負担軽減に充てる財源を速やかに確保すること。2、確保した財源を活用し、低所得者層、現行の7割・5割軽減対象世帯などを対象とした国保税の均等割、平等割の市独自の更なる引き下げまたは減免、措置を速やかに実施すること。3、特に負担の大きい均等割について、未就学児軽減2分の1の更なる拡充など、子育て世帯の負担軽減策を強化すること。ちなみに国は2027年度より18歳以下に拡充の予定です。よろしく申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま、陳情第12号について御説明を頂きました。それでは、陳情第12号につきまして、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

すみません、まず1点、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、社保に加入される方との平等性という観点はどうのように捉えられてるのかなと、ちょっとそこをお聴かせいただけたらと思うところです。

○陳情者（平田 優君）

ちょっとその前に、私は腰が悪いもんですから、座ってちょっと発言させていただければ。すみません、よろしく申し上げます。よくこの国保の問題をお話すると、限られた人が対象なのではないかという話を常に出される事項なんですけれども、いわゆるそもそも健保とは構造が違いますよね。健保というのは、もう半分は企業が負担をしてるわけで、国保というのは全額自己負担ですよ。ですからやはり基本的には国保料のほうが負担が重たい。健保のほうはそういう、例えば子どもが1人生まれたから幾ら国保が掛かるとかという構造にはなってないですよ。所得割ばかりですから。でも、国保の場合は、均等割とかというのが非常に多くて、低所得者に重たい構造になっています。特に、子どもに関して掛ける幾らというような話で国保というのは上がっていくわけですから、ちょっと何か今のね、私なんか個人的に思うのは、今の子育て支援というのを国を挙げてやろうとしてるときには、少し逆行してるような制度、組立てになってるというふうに思っているわけなんです。ですから、健保のほうに対して、どうこうというつもりは全くないんですけども、国保のほうはやはり救済というのはどうしても必要だというふうに思っておりますので、今回は、ぜひ、特にこういう議論をすると、市の一般財源を使ってということになるとなかなか抵抗があるというのはもうよく承知しているんですけども、今回の場合は、国が交付金を出しますよというふうにしてるわけで、この後、事務当局のほうにも御確認いただければと思うんですけども、厚生労働省から多分事務方のほうには連絡は行っていると思います。こういうふうな活用もするから積極的に活用してくれというような話がですね。ですから、国を挙げてこんなふうに使っていいよとか国も使いましょうというふうに言ってるわけなので、ぜひ積極的に御検討いただければというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

○委員（川窪幸治君）

皆さん大変苦勞されてることと思うんですけども、今回、この重点支援地方交付金を最大限に活用しということで、陳情の1点目にあるわけなんですけれども、この国民健康保険税の負担軽減に充てる財源を速やかに確保することということを書いてあるんですけども、何かこの重点支援交付金を使ってできないかという検討ではなくて、速やかに確保してくれと言われる、この言葉のちょっと違いかもしれませんけど、その辺のところ、急な話になってるのかなと思うんですけども、この辺のところはどうなところから来ているのでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

すみません、ちょっと言葉遣いが乱暴だったら申し訳なかったんですけど、別にそのことに関してやぶさかではありませんので、訂正しろということだったら訂正をいたしますけれども。国会でも先ほど決まったばかりですからね。で、この交付金の話をお聴いたときに、12月の議会にはぜひお願いしないといけないなと思ったんです。というのは、もう皆さん、議員の先生方よくお分かり

のように、12月に大体の予算の大綱、大本を決めていきますよね。事務方のところがね。大体、一般財源使ってどうかという話と、一方では、国からの交付金があるからこれどんなふうに活用するかというような話で、この間、今、マスコミでもおこめ券とかという話が結構話題になってますけど、交付金ということで来たときに自治体がどんな使い方をするのかという、これから議論が始まると思うんです。そのためには、やはりこの趣旨からいって、今回の交付金に関しては物価高に影響を受けている人たちに対して、その生活防衛のための資金とするようにというような趣旨がありますので、そういうふうなところでの、ぜひ活用等をお願いをしたいということで、先に気持ちとしては、気持ちとしては枠を確保していただいて、そこから国保も介護も似たような感じで出す。どのような形で具体化をしていくのか、例えば国保にしても今回御提案をしているのは、そういう低所得の人に対する手厚い減免ということと、もう一つは子育て世代に対して、子どもの均等割なんかを軽減するとかというようなことに関して御検討していただけないかということで、さじ加減によっていろいろ金額も違いますので、そういうことをまず確保した上で議論をしていただくということが必要なのではないかなと思いますので、申し訳ないです、こういう書き方としてこんなふうになってしまって申し訳ないですけど、趣旨はそういう趣旨ですので、よろしく願いいたします。

○委員（川窪幸治君）

これまでも、いろんな形で、国保の引下げとか、減免とか起きているところなんですけれども、今この国保の在り方でも、目的が加入者が病気とかけがをした際に安心して医療を受けられるように、加入者全員で保険料を出し合って、医療費を助け合う相互の扶助の仕組みであるということになっていくんですけども、この今のこの形の中から、今、具体的に陳情書の中に金額的なものも出ておりましたけれども、具体的にはどの程度の金額とかというのが相応であるとか、検討してほしいとかそのようなところがあればお示しいただければと思うんですけど。

○陳情者（平田 優君）

金額は先ほど申しましたように、枠をしながら、この項目で幾らというのが出てまいりと思えますから、それは事務当局の。私はちょっと申し訳ないけどそういうデータがありませんので、聴いていただいて、これをするんだったら幾らぐらいかなというようなことで御検討いただければと思いますけれども。はい。すみません、一旦ちょっとこれで回答にさせてください。申し訳ない、ちょっと具体的に幾らというのには考えておりません。

○陳情者（伊藤レイ子君）

幾らかというよりは、本当に今のこの生活状況から見ると、少しでも下げて1人当たりの金額は、しれてるという言い方はおかしいんですけど、予算も限られるわけだし、だから、本当に少しでも霧島市に住んでよかったよねと思えるような政策として、少しでも下げてほしいというのが、私たちの。多ければ多いほうがいいんですけど、でもゼロにしてほしいとかそういうことを言ってるわけではなくて、支え合いというのは私たちもよく分かってますので、個人事業者の方、農業とかそういうので有限会社、今、有限会社はないんですけど、株式会社にしてらっしゃらない方だと、事業主さんは社会保険には入れないんですよ。だから、かなりの金額を負担していらっしゃって、若い方たちは農業ってそんなにもうかる仕事ではないものですから、本当に負担が大変で、それでも払わなければいけないというので優先順位が上のほうになってきてると、経営も圧迫するようなところがありまして、だから是非本当に少しでも下げてほしいというのが、私たちの考え方です。よろしく願いします。

○委員（川窪幸治君）

少し質問を変えてさせていただくんですけども、重点支援でうまく全国で行われることなので、この陳情を出されるに当たって、ほかの自治体の傾向とか、もしその辺を調べられていたりとか、また同じような取組をというような陳情がほかのところ出ているかどうか分ければまたお示しいただければと思います。

○陳情者（平田 優君）

交付金というのは、今回だけじゃなくて、前回からもあります。ですから、それを使ってどうこうされている自治体はあると思うんですけど、申し訳ないけど今日御紹介できるようなちょっと資料を持ってきておりませんので、また改めてしたいと思いますけれども、様々な形で負担軽減をされている自治体はありますよね。一般財源を入れてということもあって、例えばこの拡充の制度にしても、所得の低い人をどれだけの減免するのかというのはこれは自治体のさじ加減になっているわけで、どの段階までただにするとか、どなたが半分とかというのがありますから、それを加えるというようなこと。これは結構、自治体は様々なされています。あまりこう、霧島市はそういうのはされていないんですけども、されていますので、そもそものスタートラインからして若干違うというのがあります。特に今回の趣旨としては、一般財源を導入してまでするかどうかというのは確かに議論があるなというふうに思うんですけど、今回に関しては、趣旨からいってもそのような形で使いなさいということの交付金として出されているわけで、国からはお金はおりてくるわけですから、ぜひ積極的にそういうような活用していただけないかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。もうちょっと今、伊藤さん言いましたけど、これ国保の加入者ってどっちかというと私みたいに、定年になって、過ぎた人というような部分があるかと思うんですけど、やはり結構今若い人とか、起業されるとか、転職をされるというような方に関しての部分というのは多いと思うんです。この委員会というのは厚生ですから、福祉とかいうようなことですから、あると思うんですけども、ほかの議員さんとの関係から言って、やはりまちづくりだとか、地域の活性化だとかという点、特に本市は、移住に関しては積極的にしていますよね。霧島なんかで仕事をしませんかという話になって転職をするとしたときに、前職を基準にした所得で、国保というのは決まってくるので、前年のですね。夫婦お二人で東京あたりで暮らしてお給料をもらって、仕事を辞めて霧島に来ると莫大な国保料が掛かりますよね。そういうことに対しての減免というのも私は考えていいと思うんです。いろんな部分としての。そもそもの国保料というのがものすごく高いわけですね。先生方どのぐらいの御負担というのは、ちょっと分かりかねますけれども、私はもう正直言って、定年になってもう高いのはびっくりしましたね。それでよく考えたら確かにそうだなと思って。今まで会社が半分しているのがないんだから、それはもう変に納得はするんですけど、金額からして何十万円という単位に年間なるわけですよ。だったらこれ病気をあまりしない家庭は、料金払わずに全額医療費払ったほうがいいのではないかなと思うようなのが一部であり、それは法律違反ですからできないんですけども、あるぐらい、国保というのはもう根本的にはもう保険料が高いとなっています。全国の知事会だとか市長会というような行政のトップの皆さん方も、国には1兆円規模の国保への投入を行って、国保料は下げるべきだという毎年陳情・要請をしているぐらいですから、何とかして、これを下げるといのはやはり一つの大きなコンセンサスだろうと思うんです。今回に関してはそういう意味でいうと、国からの交付金というような部分があるわけですので、日頃からできなかったことだとか、負担軽減を短期でもやるということは、少なくとも市民へのメッセージにはなると思うんです。特に若い方々にね、子ども1人当たりすると幾らというような、そのことを負担を軽減をさせるとかということになると、霧島市は子育てを応援するんだよというようなことを、積極的にアピールできる場合になろうかというふうに思いますので、ぜひ御検討いただければというふうに思っております。

○委員（竹下智行君）

この交付金というのは、一時的なというか、これがずっと続く意味ではない交付金だと思うんですけども、私も社保から国保にかわって、この国保の税の負担の大きさというのは非常に身に染みているわけですけど、今回、この交付金を投入する。国保は構造的な問題というか、それはすごく感じるんですけど、一時的なこの交付金を、国保税を安くするために投入するということの、この一時的というか、これがずっと続くわけではないという、ここあたりのところをどうお考えなのかと思いますので、ちょっと教えていただけますか。

○陳情者（平田 優君）

一時的だからせんでいいという話にはならないのではないですかねと思ってるんです。例えばほかの自治体なんかでも、半年間は猶予するとかというような。だったら残り半年間で払わんといかんからけしからんかと、だめかというところではないと思うんですよ。そもそもがもう何十万単位で重いわけですよ。ですからその分を軽減するというのは、例えば1万でも2万でも軽減すると非常に助かるというふうに思いますし、それが仮に国の交付金がそうだとすると、それが今年度限りということになっても、それはそれで市民は納得すると思います。そういうお金なんだなということですね。ですので、根本的な議論をまた別途でしていけば、霧島市の将来設計との関係の中で先ほど申し上げましたように、若い人への起業を応援するというような中でどう使うかというようなことなんかは十分あると思いますので、国保料が高いか安いかわかるのはそれは、移住する際の一番大きなポイントにはなりません。私は鹿児島市民を長くして、鹿児島市への税金をたくさん払ってきたんですけども、定年を機会に移住を考えまして、私の場合、県外というのはなかったので県内でいろいろ考えました。様々な部分をとって、水道料金が安いとか、取ってですね、考えてこちらを選んだというふうになって、非常に気に入ってる地域ではあるんですけどね、ということなんです。やはりみんなそんなふうにして思うわけですよ。ですから、いろんな特徴を出しながら、例えば鹿屋であるとかというのは子育て支援ということなんかで出していますよね。そういうような特徴的な部分というのは、それはそれでまた議論をしていただければいいと思うんですけど、今回に関しては、国がいわゆる物価高の中で苦しんでいる人たちに対して、それを救いなさいと。それぞれのやり方を自治体に細かくということの視点で自治体に活用の枠をしてるわけで、その部分の中でも推奨事業、国保とか介護保険料を下げるというようなことにも使いなさいというふうに推奨として示してるわけですので、根本的な矛盾はないというふうに私は思っています。

○委員（渡邊理慧君）

国保加入世帯のうちの約60%が年収100万以下という方というふうにあるんですけども、やはり物価高で生活状況が厳しいという方がたくさんいらっしゃるということだと思うんです。そういった方の生活の状況とか何か声があられて、伝えたいということがありましたらお知らせいただけますか。

○陳情者（伊藤レイ子君）

私もこの陳情を出すに当たって、私は山間部に住んでいるんですけど、御近所のひとり暮らし、特に女性のひとり暮らしの方のところは何件かお邪魔したんですけど、もう、女性は社会保険に加入してたとしても、賃金差があるものから年金に反映されて、本当に女性の年金というのは低いんですね。夫さんがいらっしゃる方は、何とか2人で支えていけるけど、夫は何のために生きるかと言ったら、年金が辛うじてたくさんだから、1日でも長生きしてほしいとおっしゃる女性の方が、現実なんですよそれがね。それで例えばもう夫婦とも働くところがなくて野菜を作っているぐらいだと、今年あったかいから助かるよねとおっしゃるんですけどね。寒いと、日が当たったら外に出てひなたぼっこをすとかね、そういう本当に光熱費を節約して暮らさないとい何歳までも。本当にある方は「命にスイッチがあったらいいのにね」っておっしゃいましたよ。もうあるところで切れるようになってたらいいのにねみたいな冗談もおっしゃったんですけど。だから本当に長生きしてるのが罪みたいな、そんな社会になってしまってますよね。だからここでぜひ霧島市で、霧島市はいいよって、こんなことをしてもらえたよって言えるような、政策を打ち出してほしいなと思って、その一つが、少しでも国保税が安くなったよって皆さんに、国保税とか介護保険が安くなったんだよって私も話をしたいと思いますので、ぜひ、本当にひとり暮らしの特に女性のひとり暮らしの、皆さんも若くなる方はいらっしゃるわけですから、やがて、貯金が幾らあればいいのかという問題もありますけど、そんなに年取ってから貯金は蓄えられないし、子どもが大学でたりいろいろして、お金も出ていってるわけですよ。だから、現実的にはね、皆さんも本当に厳しいと思います。こたつもつけないとか、そうやってできるだけ節約してるのよって。本当に1

円の節約で、長生きを支えてるという感じですよ。特にうちの地域が貧しいのかと思うんですけど、それではないと思います。だからぜひ本当に暮らしやすい霧島をつくるために、若者も年寄りの、霧島に住んでよかったよねというような希望の持てる霧島市になってほしいなと思ってます。現実的には本当に思ったよりも私は厳しかったんです。国民年金だけで来た人たちは夫の遺族年金もありませんので、本当にね、5万円とかいう方もいらっしゃいますよ。どうやって生きてくんだろうねというような方でも、でも死ぬわけにいかないもんですからね。今回本当に大変なんだなっていうの私もこの陳情を出すに当たって感じたんですよ。せめて話すだけでも来るよとか言ってしまうぐらい大変でした。ぜひよろしくをお願いします。

○陳情者（平田 優君）

物価高ということで、生活が厳しいだろうからということの趣旨からいってこの交付金というのはされているわけで、身に沁みますよね。統計上でも、消費者物価というのはこの3年間で11%ぐらい上がってるわけです。ですから、ちょっと私は前職は生協だったものですから、コープというお店で、そこでちょっと話を聴いて、もう最近あまり数字も見えてないですけど。お買物するじゃないですか、そしたらかごの中に入れていきますよね。で、それが一つずつのことを1点、2点というふうに言うんです。それで合計10点だったから、単価が平均で幾らからで掛け算をして、1人当たりが幾ら買い上げられたというようなことで計算をしていったりとか見ていくんですけども、点単価が、去年から今年で、点単価というのは1点当たりの値段ですね。ですから、日常買物されるような商品の点単価は、5%から7%上がっています。去年から今年だけです。ですから、今、消費者物価が2%上がった3%上がったというような基準がされてますから、何か2%となっている気がしますが、そんなことはなくて、去年から今年だけでも5%と、やはり生鮮で若干前後しますからね、生鮮食料品はどうしても――。7%が上がったりするような時だから、相当な物価高に今、庶民が立っていると。それは先生方も御一緒だろうと思うんですよ。別に違うものを食べてるわけでもないでしょうからね。なので、そういうことの中で、やはり暮らししていくということでは、やはり所得のない人、少なくともその物価高を賃金で上乗せしましょうというのは国の政策ですよ。ですから最低賃金を上げていったりということなんですけど、その恩恵にあずかれないような人たち、それにおいて行かれるような人たちに対しては、やはりその負担を軽減をするというのは当然だろうと思うんですね。その負担軽減の在り方で議論されているのは、商品券とかおこめ券とかなるんでしょうけど、これどうしても経費が掛かりますよね。経費率が2割だとかという話。でも、こういうことで、制度的なものを引き下げるということでいうと、その分に関しては経費率をぐっと下げることが可能ですね。ですから、そういうことの使用方で、そういう所得の低い人たち、物価高の影響を多く受けているような人たちに対する軽減を、ぜひ御検討いただければというふうに思っております。

○委員（植山太介君）

確認をちょっとさせていただきたいんですけど、国保に入っていちゃってる方でも、一部は、一人親方という形になると、年収何千万とかいう方も中にはいらっしゃるかもしれないと思う。もちろんここに書いてあるとおり6割が100万円未満ということだったんですけど、そういった先ほどあったように具体的な補助内容というのは決めてくださいとか、そういう話でしたので、そういうところは条件をつくって、こういう困窮者に対しての補助だという認識でいいものなのか、ちょっとそこを聴かせていただきたいなと思うところなんです。子育ても含めてですけども。

○陳情者（平田 優君）

具体的内容に関しては、先生言われるように、委員会の中で大いに議論いただいて、どこに重点にするのかという、違うでしょうから、そういうことでお決めいただければと思うんですけど、全体としてやはりこれを基本的に引き下げることがやはり大事なのではないかなと思います。この交付金の趣旨は、そういう子育て支援のための交付金という、必ずしもそうでもないわけで、どっちかという物価高で苦しんでる人たちに対しての趣旨ですから、そちらを多くとかというの

は、そういう議論の中で深めていただければと思うんです。私は子どもを育てる、国保のやはり構造的なもの、先ほどの質問のその前の質問にお答えすると、私、健保と国保って根本的に不平等だと思うんです。同じ病気にかかって3割負担をするというのはあるんだけど、個人が負担してる保険料が倍ぐらい違うわけですよ。本当にそういう不平等の中で、国保というのはあるわけですから、そのことを少しでも減免するというのは当然のことだろうというふうには私は個人的には、長年ずっと健保の組合員でしたけれども、思っておりますから、ぜひそちらのほうで手厚い支援をお願いをしたいと思っておりますけど、先生の先ほどのお答えとの関係でいうと、具体的にもっと議論いただいて、トータルとしてこれが下がると、引下げられるということであれば、陳情の趣旨に沿ってるものだというふうに思いますので、よろしく御検討いただければと思います。

○委員（渡邊圭章君）

具体的な金額の数字設定がないというお話だったんですけども、その減免とか、その辺の金額がどれぐらいが妥当かというのは個人差があると思うんですけども、それでも少ない額でも、やはりそういうことをしたほうが良いという考えであるということに確認なんですけど。それでよかったでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

先生の御質問に関してお答えになってるかどうかというのはちょっと自信がなくてなんですけど、今の負担が低い人というのは、それなりに減免をされている。生活保護だとかですね。そういう人たちをさらに下げるとかという御質問ですかね。そういうのは、そもそもが生活厳しいからそういうふうには負担軽減されてるわけで、今はもっとそのことの軽減がされるべきだろうと私は思います。現在低いからねということではなくて、現在低くても、当然、その影響というのは受けているわけですから、国保税のここにもありますけど一番のというのは、逆進性がものすごく強いということですね。逆進性という消費税とかいうようなことがぴんときますけれども、いわゆる所得にたかが保険料と見合わないですよ。低い人ほど負担率が高いということですから、その分を軽減するというようなことに関しては、もっと積極的であるべきだろうというふうには、制度的には思っていますけれども、今回の議論の中で、どんなふうな使い方をされるかというのは、先ほど申しましたように、ここを構成してる部分というのはいろいろあるわけで、均等割部分だとか子どもの1人当たりの部分、この部分をなしにしようというようなことでも全然結構だというふうには私は思っています。何か回答になってますか。すみません。

○委員（渡邊圭章君）

そうした中で、今この先に財源を確保しろというお話だったんですけど、やはりこう積み上げていかないと、例えば少ない財源しかなければ、極端な話、少ない金額しか減免とかできないと思うんですけど、その辺のところはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

するどいですね。ここから先は先生方のお仕事だと私は思ってるんですよ。どんだけだね。だって、交付金はどれぐらいおりてくるかさえ私は分からないですから、大体の検討からいったときに、2兆円という規模ですよ。2兆円というのは1億で割ると1人2万円です。全部が全部ではないんでしょうけどね。やはり子どもから年寄りまで含めて1人当たり2万円ぐらいの交付金額なんかそうなるんだろうなと思うから、人口でかけて霧島市するとこのぐらいかというような検討はつきますけれども、そういう中で、じゃあ5億円確保してくださいとは言えないですよ。だって全体も分からないのに。ここから先は情報量が、もうそれはもう先生方のほうがはるかにたくさん情報量をお持ちだし、聴けば答えるわけですから、事務当局は。そういう中で、このぐらいが妥当だとか、むしろ、子どもの均等割をなくしたらどのぐらいうくのかという話なんかは、それはそれでできないことはないですけども。だから、そういうことで御理解いただけないでしょうか。申し訳ないんですけども。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で陳情第12号について、陳情者に対する質疑を終わります。続きまして、13号のほうで介護保険のほうになります。休憩します。

「休憩 午前 9時39分」

「再開 午前 9時40分」

○委員長（久木田大和君）

それでは再開をさせていただきます。まず続きまして、陳情第13号につきまして、陳情者の方から御説明を頂きたいと思えます。

○陳情者（伊藤レイ子君）

また読み上げて、説明にかえさせていただきます。ちょっと目が見えないものでごめんなさいね。年をとりましたので。「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引下げ・減免を求める陳情。霧島市社会保障推進協議会、霧島市国分中央三丁目38-14、会長原口兼明、私、代理で伊藤です。拝啓、貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は市民の福祉向上に多大なる御尽力を賜り心より感謝申し上げます。このたび、私たちは高齢者の生活を支える介護保険料の負担軽減について、政府の経済対策である重点支援地方交付金を積極的に活用し、速やかに実現いただくよう陳情するものです。現状認識、年金生活者を中心とした介護保険料の負担。第1号被保険者、65歳以上の厳しい生活実態。介護保険の第1号被保険者は主に年金生活者であり、物価高騰が続く中で保険料が生活費を圧迫し、極めて過重な負担感となっています。2、低所得者層へのさらなる支援の必要性。霧島市の介護保険料は低所得者に配慮した13段階の所得段階別構造となっており、第1段階は基準額の0.26倍とされていますが、年金収入が低い層にとってこの負担は、依然として重く生活の維持を困難にしています。3、交付金を活用した福祉の強化。政府の重点支援地方交付金は、地方自治体が地域のニーズに応じて低所得者等を支援するために設けられています。介護保険料の負担軽減は、この交付金を活用し、地域高齢者の福祉を強化するために直ちに取り組むべき施策です。陳情事項、交付金を活用した介護保険料の軽減・減免。高齢市民の生活安定と国の経済対策を生活に反映させるため、以下の事項を市議会として採択いただくよう強くお願いいたします。1、重点支援地方交付金を最大限に活用し、介護保険料の負担軽減に充てる財源を速やかに確保すること。2、確保した財源を活用し、特に低所得者層、現行の第1段階から第3段階など、住民税非課税世帯を対象とした介護保険料の市独自の減免制度を新設または拡充し、さらなる負担減を図ること。3、低所得者層の保険料軽減策について、国による軽減策が縮小終了した場合でも、市の財源による安定的な支援を継続するための制度設計を検討すること。よろしく申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

それでは、13号について、質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

先ほどと同じようなことなんですけれども、年齢で公平性というのがここも出てくるのかなと思うところで、一応ちょっと聴かせていただければなと思うところです。

○陳情者（平田 優君）

介護保険は国保ほどではありませんけれども、やはり所得の低い人ほど負担が重いというのはこれはもう事実だろうと思うんですね。介護保険制度はドイツの、先生がよく御存じのようにね、見習いましたけれども、ドイツなんかは、いわゆる所得割です。所得掛けるパーセントですね、それで負担してますから、高所得の人でも同じような負担をするということですが、日本の場合、段階に分けてます。ここからは一律というような話になってますからね。ものすごい高い人なんかに関しては軽減されるというようなことになりますけど、今回ちょっとね13段階に増えたということでそれがきめ細かくはなったというふうには認識しておりますけれども、御指摘の点は、年齢、特にね、若い人たちが介護保険料の負担はないということと、45歳以上の方は、介護保険料というよう

な御指摘だろうというふうに思いますけど、介護保険料自身も、すごくやはり国保もそうなんですけど、負担が重たいですよ。私はちょっと違った部分があって介護保険は、介護保険料というのは、必ずしも全額自分に返ってこないですよ。医療保険はね、病気にならない人はほとんどいないから、それなりにね、何となくこの納得感はあるんだけど、介護保険料は納得感が薄い保険料です。ですから、私は限界があると思うんです、負担する。そんなに今みたいにこの枠の中で決めてこっだけ保険料掛かりましたからってどんどんどんどん上がってますよね。本市も頑張っ、議会のほうで、この2年ほど据え置いてもらったりとかしてもらってますから、あるんですけども、それはあっても、やはりどんどん上がってますよね。もう既に開始からして、導入時期はね、5,000円ぐらいだったところも、もう1万近く、大阪なんか1万超えたりとかというようなところも平気であったりするわけですよ。で、私、今、正規のところですよ、もう一回介護保険のことをきちんとと思って、生協の構成員の皆さんにアンケートをとったりしてしているんですけど、ちょっと集約しながらちょっとまた結果がちゃんと出ましたら御報告にあがろうかと思ってるんですけども。ちょっとねびっくりしてるのは、その負担感と不公平感というのはものすごく強いんですね。介護保険料に対する。だから、むしろ今、払ってる人たちの分をやはり軽減をするということは、やはり必要だろうというふうに思うんですね。全然払ってない人のことを考慮して、このことを軽減しないということには当てはまらないという思い。これ自身をこのまましておく、制度自身が持続できなくなる可能性が高い。今みたいな形はですね。ですからどっかの時点でこれを軽減するような方法というのは必要だろうと思う。一番今言われてるのは、やはり国が税金を投入して、割合をですね、今みたいな割合ではなくて、国の割合を増やすことで、介護保険料を引き下げるべきだというような議論ありますよね。それってイコールこれだと思うんですよ。今回に関しては。短期だと言われたらそうなんだけど。また来年どうなるのというさっぱり分からないのでありますけど、でもやはり税金を投入してでもやはり下げるべきというのは論調としてあるわけですから、今回に関しては国がこのような形でというふうに示されているので、是非御活用いただけないかなと思います。

○委員（竹下智行君）

平田様のお話されるこの介護保険の在り方自体を今問われていることだと思っています。そういう意味では、このドイツを見習ってできた介護保険制度ですけども、だんだんだんだんいろいろな使いにくくなってきているというのも実際あるかと思えます。ただこの介護保険料を、私もこれは本当に思うのが、国の問題だというふうに思っているんですけども、この支援金を使って、先ほどのお話でも一時的でも投入すべきというふうなことも心情的には理解できる場所もあるんですけども、やはりそれを、霧島市の段階で、この支援金をそこに投入することに対しては、私としてはちょっとどうなのかなというふうな思いでいるところです。介護保険料のまたいろいろな、段階的に、低所得者の方もちょっとなかなか負担が重いというふうな話もありましたけれども、そこに、この支援金をただ投入するというのはどうなのかなというふうには思うんですが、そこあたりは先ほど国保の件と同じになってくるかもしれませんけれど、先ほどはまた違う陳情になりますので、そこ辺りをもう一度また、お答えいただけますか。

○陳情者（平田 優君）

すみません。ちょっとここから先は個人的な見解なんです。介護保険と国保は目的が違いますよね。積立てとかねというのが、医療の場合は許されてないですけど、介護保険のほうは許されている。だから基金が、そうありますよね。本市でも何億という単位で基金があるので、私、それは基本的に私はこの引下げのための財源だと思ってるんです。原資だと思ってるんです。大体、需給というのは分かるわけで、それを計画がずっとされて、国保料金、税のお金ね、大体の霧島市の中で、介護保険に掛かる費用というの中で決まってくんだけど、どうしてもやはりこうね、高め高めに設定していったら残っていったりしますよね。それがたまっていった部分ですから、前はその部分で2億円取り崩していただいて、引下げていただいたと。議会もね、ものすごく議論いた

いた上でとお喜びをしたんですけど、基本的には、私は国保はそういう部分というのは残してるから、そういう中で議論されるべきだろうというふうには思うんですね。ですけれども、今回に関してはそういうことをしなくても原資としては出るわけで、ただ、私は先ほど申しましたように、霧島市当たりどのぐらいの額がね、本当に原資として示されているのかとか、どういう部分がされるのかというのは、中身になってきますので、あとは比較論だろうと思うんです。だから、これよりはこれか、これよりはこれかという話の中で議論されるべきだろうというふうに思いますので、その部分に関しては、是非、私の口から言うとは非常に申し訳ないですけど、おこめ券よりは高いんじゃないですかねというふうに個人的には思っています。そういうようなことをされるよりは、介護保険料を下げるといふことのほうが多分喜ばれる人が多いと思います。すみません。お答えになってるかどうか、申し訳ないです。申し訳ないですけど、私があんなこと言ったからというふうに関後で言わんようにしてください。すみません。

○陳情者（伊藤レイ子君）

質問とは違うかもしれませんが、介護保険ができたときに私たちは保険ありきで介護なしというふうなそんなキャッチコピーで、介護保険に反対した記憶があるんです。1998年から90年にかけてですかね。やはり今、本当にサービスができなくなるところもありますよね、潰れてしまったとか、割が合わないのか、人がいないとかそういう事情で。だから、本当に介護を受けたくても受けられない状況になってきつつあるというのと、あとサービスを受けたくてもお金がなくて受けられない、1割負担とかいうのが大変で受けられないという、本当にね二重苦にも三重苦にもなってきたらと私は思ってるんです、介護保険自体が。だから、近いうちに崩壊するのではないかっていったら、そのかけたのはどうなるんだというふうに思うんですけど、何か若い議員さんたちも、ぜひ自分たちも介護を受けるかもしれないなあという思いで。本当にちょっとでも安くなるというのは私たちの希望なんです。霧島市ここまでやってくださったんだ、頑張ってくださったんだってそれは市民の方も一緒だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○陳情者（平田 優君）

介護保険料の保険料に関しては、私は霧島市は、この何年間の推移からいって、非常に頑張っているというふうに思っています。先ほど申しましたように、そういう基金のほうから取り崩して介護保険料を下げるといふようなことは、多分全国の中でも例が少ないことだろうと思うんですね。どんどんどんどん上がっていく介護保険の中の何年間かを下げているとか、据え置いているということ自身に関しては、ものすごく高く評価をしています。ですけれども、全体として一般市民の感情からするとやはり高いですよ。ですから、行政としては、非常に点数としては高いというふうに私は思ってるんですけど、やはりそのことを受ける市民の恩恵からすると、やはり介護保険は非常に高いし、介護保険が高いという意識は、決して制度の持続可能性に対してプラスにはならない。逆にもうもっともっと、中にはこんな声があるんですよ。やはり、介護保険を使わない人が死んだら払戻してくれと。当然、そんなような議論になっていっても不思議じゃないような制度設計になってるんですよ。ですから、やはり基本的に少しでもスタンスとしては下げるといふのは、私は必要なスタンスなんだろうなというふうに思っています。すみません、ちょっと余分なことを申しました。すみません、失礼しました。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで陳情第13号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方々、ありがとうございました。ここでしばらく休憩をいたします。

「休 憩 午前 9時55分」

「再 開 午前10時00分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第12号、「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

陳情第12号、「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情について、御説明いたします。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、令和5年11月にエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な支援を実施できるよう創設され、令和7年度においても、従来の支援内容を拡充するため国の補正予算（第1号）に2兆円が追加計上されました。国の補正予算における推奨メニューについては、食料品の物価高騰による負担や、低所得・高齢者世帯を対象とした電気、ガスをはじめとするエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するものなどとされており、国民健康保険税の減免等の減収補填については、交付金の性質上なじまないものとされているところです。なお、国民健康保険制度の現状を含め、詳細については、保険年金課長が説明いたします。

○保険年金課長（木原浩二君）

本件陳情書に関する詳細について御説明いたします。国民健康保険制度については、年々、被保険者数が減少し、国民健康保険税や医療費の保険者負担分である保険給付費等が減少する一方で、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、一人あたりの医療費は増加傾向にあります。また、国民健康保険は、他の医療保険と比較し、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いという状況にあり、被保険者数の減少による国民健康保険税の減収など、財政基盤が弱いという点が構造的な課題とされています。このような中、国民健康保険税については、県から示される標準保険税率等をもとに、本市の医療費や財政状況等を考慮しながら算定を行っており、被保険者の約7割の世帯で均等割、平等割について7割、5割、2割軽減などの措置を行っている状況です。さらに、国民健康保険税の負担軽減については、例年、全国市長会を通じ、低所得者の国民健康保険税の負担軽減のための支援拡充について、国へ提言を行っています。重点支援地方交付金については、地方自治体が、地域の実情に応じて実施する物価高騰分の負担軽減に資する事業に活用されるものであることから、国民健康保険税の減免等の減収補填については、交付金の性質上なじまないとの国の見解も示されています。こうしたことから、今後も引き続き、国民健康保険税の既存の軽減制度を活用するとともに、算定においても、県の標準保険税率等をもとに、本市の医療費や財政状況、国民健康保険基金の活用等を考慮しながら、被保険者の負担軽減のための検討を行ってまいります。以上で、陳情第12号についての説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山太介君）

ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、部長答弁、課長答弁にもございますが、交付金の性質上なじまないという御答弁がございます。陳情者の方ともちょっとお話をさせてもらって、具体的にそのような取組をしている自治体等があるのかということをお伺いしたんですけど、詳細は把握してないということだったんですけど、市として、他の自治体のこの類いの活用事例、そういう状況がお分かりでしたら少しお示しいただければと思います。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

ただいま、他市の取組状況ということの御確認でしたけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今回のこの交付金につきましては、その取扱いというものを国から示されておりまして、地方公共団体向けのQ&Aというものが示されておりまして、その中におきまして、固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるかという問いに対しまして、国と致しましては、市町村が独自に固定資産税や住民税を減免した場合の一般財源の歳入の減収補填については、地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するものであるという本交付金の性質になじまない。なお、

国民健康保険税については、固定資産税や住民税と同様の取扱いとするというのが明確に明記をされておりますので、交付金を充当しての減免措置というものについては、制度上行っていないというふうに認識をしております。

○委員（竹下智行君）

行政のほうのちょっと考えを教えてくださいんですけど、例えば、陳情者の方が言われている国保税に対してこの支援金を充てるということをした場合、平等性とかということ行政のほうは考えないといけないわけでしょうけど、国保税を払っていない、対象となっていない方々の、この市民感情というか、そこあたりはもしここに投入した場合、どういうふうなことが起こるといふふうに考えていらっしゃいますか。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

ただいま御質問ございましたとおり、国民健康保険の被保険者の軽減のためだけに、この交付金を充当するとなりますと、やはり不公平感というものが発生してくるのではないかというふうには考えております。それは仮の場合でございまして、そもそもこの交付金をそういった軽減措置に充当することがなじまないとされておりますので、そういった制度と申しますか、不公平感が生じないような事業への充当というものが必要になってくるというふうに考えております。

○委員（植山太介君）

仮の話になって申し訳ないんですけども、この重点支援地方交付金というのは、スピード感も大切なかなと思っております。仮に、このような制度を陳情者の方の中では、その条件とかはもう皆さんで話し合っ、一番適して市民が納得する形にしてくれればいいみたいな話だったんですけども、仮にこのような制度の枠組みをつくるとしたら、どれぐらいかかるものなのか、そこら辺が分かれば少しお教え頂ければと思いますけれども。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

制度の枠組みをつくるのにどの程度かかるかということですが、今回の重点支援地方交付金につきましては、推奨メニュー、事業メニューというものが示されておまして、生活者支援が五つのメニュー、そして事業者支援として五つのメニュー、全部で10推奨事業が示されております。それらの中でどのような事業に取り組むかというものについては、本市においては企画部を中心に、この重点地域支援地方交付金の活用方法について現在、庁内で協議を進めているというところがございますので、この被保険者への支援等も含めて、どのような形でこの交付金を活用できるかというものについては今後、具体的な検討が進んでいくものというふうに考えております。

○委員（渡邊理慧君）

この交付金の使い道を決定するのに、決めるその期限というのは、どのようになっているのでしょうか。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

活用策を決める期限というのは具体的にはないと思っておりますけれども、国においてはできるだけ早く、国民の皆様にもそういった支援が行き届くようにというような方向性は示されております。そのような中で、本市においても、今、国が示しておりますこの交付金を活用して様々な事業への取組のメニューというものを庁内向けで、事業の洗い出しというものに今着手をしておまして、事業の内容によっては、本定例会の最終本会議とか、もしくは3月議会のそういったところで必要な予算等も含めて議会のほうへ提案できるものではないかというふうには考えております。

○委員（川窪幸治君）

先ほど、陳情者の方ともお話をした中で、金額的なものは具体的にないというようなことだったんですけども、均等割、平等割をさらに減免してくれというような話になっているわけなんです。国保自体が県単位でされているのは十分承知で、もし、市独自の引下げとか減免を行ったときに、陳情者からもありましたけれど、一般会計からというようなことも言われておりましたけれども、そうした場合に国保税にどのような影響が出てきたりと、財政面とか制度面からどのようなことが

起きるか、課題がありましたらお示してください。

○保険年金課長（木原浩二君）

国民健康保険税につきましては、県から例年示される標準保険税率、それから保険給付費の財源となる国民健康保険事業費納付金、こういったものが県から示されまして、それをもとに、本市の医療費の状況、被保険者数、財政状況等を考慮しながら算定を行っているところです。今回の交付金は、その軽減に充当できないということになっております。市独自の軽減となった場合には、これも様々な財源の確保という点もあります。国保税の被保険者数が年々減少しておりまして、その減収分、保険給付費の状況、全体的な影響を考えた上で算定をしなければならないというふうに考えておりますので、今後、最終的には保険税は年明けに算定されるということとなりますが、様々な要因がありますので、これという要因はなかなか挙げることはできませんけれども、様々な要因を考慮しながら今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員（竹下智行君）

そもそもこの国保税にこの交付金を使うというのはなじまないという御説明でしたけれども、今日、陳情に来られた方々はそこにも使えるんだというふうに、自由に使えるんだというふうな認識されたかと思うんです。これは市民の方々がこの交付金というのをどういうものに使えるかというのについては、これは市民の方々はもう新聞報道とか、そういったことでしか知ることができないという理解でよろしいですか。私も、今日御説明を聴いて、これはもう完全にもう国保税の引下げに充当するのはなじまないんだということを御説明を受けたわけですけど、市民の方々がそういう、知る機会というかというのはどこかで見られるのでしょうか。そこを教えてください。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

臨時交付金の活用方法につきましては、国のほうで制度設計をされまして、今、各種の活用メニューというものが周知が図られているところです。本市においてもこの交付金の活用につきましてはホームページ上で、また今後、事業実施に当たりましては、リンクを貼ったりしながら情報周知には務めていくということになると考えておりますし、また、事業実施のメニュー等が決まりましたら、広報誌等も含めて、周知を図っていくことになるというふうに考えております。

○委員（渡邊圭章君）

今回のこの重点支援地方交付金を使った形での減免ということがすぐわないというのは大体理解はできたんですけども、ここにあるとおり、既存の軽減制度を活用するとともにという、今後のことです。また、年明け以降に算定しながらというお話でしたけれども、今、生活自体が苦しい方々がいることは間違いないと思うんですけども、そこを考慮した形で今後やっていくことの確認なんですけれども、県の方向性もあると思うんですけども、そこは一応確認させていただければと思います。

○保険年金課長（木原浩二君）

委員の言われるとおり、市民の方々、被保険者の方々が物価高騰の負担が増えて困ってらっしゃるといことは認識しておりますので、そういった点と先ほどちょっと申し上げました、国民健康保険を取り巻く状況、被保険者数の減少、それから市の財政状況等、様々な要因を考慮しながら、検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、陳情第12号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時17分」

「再 開 午前10時18分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第13号、「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める陳情について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

陳情第13号、「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める陳情書について、御説明いたします。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、従来の内容を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、国の令和7年度補正予算（第1号）に2兆円が追加計上されました。本補正予算において示されている国の推奨事業メニューのうち、物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援については、電力・ガスや灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するものとされており、固定資産税や住民税等の減免に伴う減収補填についてはなじまないとされています。介護保険料の減免に係る取扱いは明記されていないものの、歳入の減収補填については、地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するものであるという本交付金の性質に鑑み、税と同様になじまないものと考えています。なお、本市における低所得者層に対する介護保険料負担軽減の取組を含め、陳情に関する詳細につきましては、長寿介護課長が御説明いたします。

○長寿介護課長（富田正人君）

本件陳情書に関する1点目から3点目については関連がありますので、一括して御説明いたします。介護保険制度については、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろにかけての介護給付費の増加を見据え、財政・サービス提供の両面から、安定性・持続可能性を高めていく必要があります。このような中、本市では、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して自分らしく、生き生きと暮らし続けることができる社会の実現に向け、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期霧島市介護保険事業計画を策定し、本計画に基づき各種施策の取組を進めているところです。当該計画期間中における介護保険料については、基準となる第5段階を月額5,800円、年額69,600円に引き下げるとともに、所得段階については、国基準と同様に現行の9段階から13段階へと多段階化を図りました。また、保険料調整率については、第1段階から第3段階までの低所得者、及び第10段階から第13段階までの高所得者の乗率を、国が示す基準率よりも独自に引き下げ、低所得者の減額率を高めるとともに、高所得者の増額率を抑えたところです。これらの結果、今回の介護保険料改定では、第1号被保険者のうち、98%以上の方が第8期介護保険事業計画よりも低い介護保険料となっています。今後も引き続き、安定性・持続可能性を高めるとともに、介護給付費準備基金の活用も含め、利用者の負担軽減に資する制度設計を検討してまいります。なお、重点支援地方交付金を活用して介護保険料を減額・減免することが、本交付金の制度上なじまないという点については、厚生労働省老健局総務課企画法令係に確認済みです。以上で陳情第13号についての説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

以上で執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

先ほどの国保税と一緒になんですけれども、もうそもそもがなじまないというふうな話でした。陳情者の方は、介護保険の仕組み自体を、ちょっと今の日本の介護保険の仕組み自体がどうなんだというところの大きなところで視点でもとらえているところがありました。介護保険料を今回、98%以上の方が安くなったというか、そういう御説明もありまして、市としてはかなり努力をされて、介護保険料の引下げというか、上がらないように努力をされてるのかなあというふうに思うところです。陳情者の方も、このそもそも制度になじまないというところがお分かりになれば、ある程度理解できるのかなというふうに思うところです。これ感想というかあれですけど、これ以上、どう言おうかなというところですけど、いろいろとこういう市が今までやってきたことをまた今後、市民の方々にお伝えするというのが大事かと思うんですけど、そこあたりについてはどうい

うふうにお考えになりますか。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

御指摘のとおり、本市が取り組んでおります介護保険の保険料軽減対策、そういったものにつきましては、現在の第9期の介護保険事業計画の中で取り組んだところでございます。今、次期計画、第10期の介護保険事業計画の策定に向けて取組を始めているところでもございますけれども、次期計画においても、このような軽減対策というものには取り組みまして、被保険者の負担軽減というものには引き続き取り組んでいく必要があると思っております。この情報の発信というものにつきましては、現在、ホームページ等を中心に行っているところでございますけれども、様々な機会をとらえて、今後も情報発信には努めてまいりたいというふうを考えております。

○委員（渡邊理慧君）

この第5段階の月額5,800円が基準となってるかと思うんですけど、ちょっと調べてみたら、本人非課税の方、それより1から5段階までが本人非課税の方が多いようなんですけども、介護保険料の被保険者のちょっと状況というのが説明ができれば、お知らせを頂けますか。

○長寿介護課介護保険グループ主査（窪田宗摩君）

状況というのは人数の分布とかでよろしいでしょうか。はい。第9期介護計画を策定する段階でのちょっと数字になるんですけども、令和5年4月1日時点の所得別の人口をお答え申し上げます。13段階にした場合の第1段階の方が6,766人、第2段階目が5,475人、第3段階が4,076人、第4段階が2,270人、標準となります世帯課税本人非課税の第5段階が4,322人となっております。

○委員（渡邊理慧君）

この第5段階までで何%ぐらいになるのでしょうか。

○長寿介護課主幹（田口寿隆君）

約65%になります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、陳情第13号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩をします。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時43分」

#### △ 議案第91号 霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第91号、霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

説明の前に、口述書の修正をお願いします。まず、部長口述の一番最後になりますけれども、詳細につきましてはの後に、障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長となりますので、障害福祉課長兼というのを挿入いただければと思います。それから、課長口述になります。こちら冒頭のところに、こども発達サポートセンター所長というかたちになっておりますけれども、障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長となりますので、修正をお願いします。それから、改正案に関する新旧対照表のページのほうが8から9になっておりますけれども、10から11ということになります。訂正してお詫び申し上げます。それでは説明をさせていただきます。議案第91号、霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明いたしま

す。今回の一部改正は、霧島市国分保健センター内にあるこども発達サポートセンターの機能を霧島市総合保健センターに移転すること及び診療所を廃止することに伴い、本条例の所要の改正を行うものです。近年、保健・医療に関するニーズは多様化・複雑化しており、特に子育て支援や生活習慣病予防等、世代を通じた切れ目ない支援体制が求められています。そのような中、既存の国分保健センターは、施設の老朽化や狭隘化が課題となっていました。今回整備される霧島市総合保健センターは、子育て世代から高齢者まで、市民が安心して健康づくりに取り組める総合的な拠点施設となり、関係機能が集約されることで、市民サービスの一層の向上につながるものと考えており、こども発達サポートセンターはその3階に移転を予定しています。詳細については、障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（冨吉有香君）

議案第91号、霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、具体的に説明いたします。改正案に関する新旧対照表は、資料の10～11ページです。現在、整備を進めている霧島市総合保健センターの施設概要は、敷地面積約2,900㎡、鉄筋コンクリート造地上3階建、延べ床面積2,266.08㎡です。1階部分は事務室と、がん検診等の集団検診室、相談室、栄養相談室等を備え、健診、相談を行えるフロアとし、主に成人保健関係の事業を行う予定です。2階部分は問診・診察（医師・歯科医師）、待合・個別指導スペース等を備え、母子健診や育児相談などを行う母子保健関係のフロアとしています。3階部分は相談室、調理室、会議室等を備え、会議、研修会等が行えるフロアとしての活用を予定しており、この3階で事務所、相談室6部屋をもって新たにこども発達サポートセンターとして業務を行ってまいります。なお、霧島市総合保健センターの供用開始は令和8年2月24日を予定し、現在、内部調整を進めており、駐車場整備も今後実施する予定です。次に、診療所の廃止につきましては、診療所として指定を受けている国分保健センターにて平成29年度まで発達外来の診療を行っていましたが、平成30年度以降は医療機器等が整っている霧島市立医師会医療センターにて実施しており、今後も同センターにて発達外来の診療を実施していく予定です。併せて、国分保健センターを解体することから、診療所を廃止しようとするものです。以上で、議案第91号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

診療所のほうの廃止ということですが、平成30年以降は、医師会医療センターのほうで発達外来をしていたということですが、発達外来の状況というか、状況だったり、現状、あとまたその実績、そこあたりのことをちょっと教えていただけますか。

○こども発達サポートセンター主幹（中島大輔君）

発達外来については、令和6年度の実績と致しまして、発達外来受診者47名でございます。うち初診者が16名、再診者が31名と延べ人数になっております。ちなみに令和5年に関しましては、受診者が47名中、初診が18名、再診が27名といった状況になっております。

○委員（植山太介君）

関連で聴かせてください。今ありました平成30年度以降は医師会医療センターのほうにと。なので今はそこはもう使われてないという認識でよろしいでしょうか。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（冨吉有香君）

平成29年までは、宮城県立こども病院の先生に来ていただいて、午前中はこちらの保健センターで外来を行って、午後から医療センターのほうで診療を行うということだったんですけれども、それ以降は、その先生がちょっと体が不自由な関係もあって、ここまで来るというのが難しいということで、地域の先生にお願いした関係で午後からのみの診療になっておりますので、あと、てんか

んとかいろいろな病気のこともありましたので、そういう検査ができる医療機器が整ったところで外来をするという方針で、医療センターのほうで外来を行っている状況です。

○委員（植山太介君）

使っていた医療所は30年からもう使用してなかったという認識でいいんですかね。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（冨吉有香君）

委員のおっしゃるとおり、もう診療所としては一応使っていない状況です。

○委員（竹下智行君）

発達サポートセンターはこれまで、保健センターのほうとは別建物、場所も別だったわけですが、今回同じ建物内に入るということで、どういうふうなメリットというか、そういうふうなことが起こって、メリットが出てくるというふうに認識されていますか。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（冨吉有香君）

事務所のほうも1階にありますし、保健センターのほうももう全部移ってきますので、そういった関係で、2階で健診もしておりますので、事務所も今後一緒になっていきますので、連携を取りやすくなってきます。健診で相談を勧めたり、またお母さんから相談受けた方をスムーズにあゆみのほうにつないでいけるということで、連携が非常にとりやすくなっていくと思います。

○委員（植山太介君）

ちょっと確認をさせてください。供用開始は令和8年2月24日予定ということで、今現在、内部調整を進めておりますと、駐車場の整備もと記載がございます。前回何かの場面で、ほかの議員さんだったと思うんですが、駐車場が市役所と併用になってるとか、ちょっとトラブルとかが、何かあった時そこが混み合ったりとかいうので、しっかりと区切ったりとか何かそのような指摘のような話があったように記憶をしてるんですけども、そこら辺もそういうことが、市役所の利用と、そういう問題が起こらないように整えて準備をしているという認識でよろしいでしょうか。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

駐車場の整備につきましては、今既に、国分シビックセンター西駐車場のほうが今利用できなくなっております。もう既には工事の発注が済んでおりまして、今後、具体的な施工に入っていくものというふうに考えております。施工に際しまして、今、シビックセンターの利用者と保健センターの利用者でトラブルが起きないようにというような御質問の趣旨かと思っておりますけれども、駐車場につきましては、一体的に活用ができるように、仕切りとかそういったものを設置するというのではなくて、保健センターの利用、シビックセンターの利用、双方の利用者が一体的に活用ができるような体制になっていくということでございます。総合保健センターが建設されるに伴いまして、西駐車場の駐車台数というものが縮小しているわけですけども、今後、今回のこの条例等を可決を頂きますと、国分保健センター等の解体工事のほうもまた進んでいくというふうになってまいりますので、解体後は、そこをシビックセンター東駐車場のほうを、国分保健センターの跡地を利用して拡大をしていくということを想定しております。

○委員（植山太介君）

理解を致しました。では新しい施設が整って、新しい駐車場整備も含めて、お祭り広場のあそこも含めて、どちらの施設が多い状況であっても、駐車場としては対応ができる、そのような計画で整備をしているという認識でよろしいでしょうか。最後にもう一回お願いします。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

シビックセンター周辺の駐車場につきましては、どの施設の駐車場ということで占有するような形での駐車場での位置付けではございませんで、このシビックセンター周辺の公共施設を利用される際に活用いただけるというような形で整備いたしますので、全体的な利用が可能というふうに考えています。

○委員（渡邊理慧君）

新しいところと今までのところと、規模がどれぐらい変わって、あとはこの相談窓口とか、また

設置がされるかと思うんですけど、そういったところの受入れの体制がどのように、今までとはどのように変わるのかというのを教えてください。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

面積に関してはちょっと、今、詳細にお伝えできませんけれども、部屋のほうは、現在あゆみのほうが4部屋、相談室がございますけれども、部屋が6室になるということで、部屋に関しては、2部屋増えますので、併せてたくさんの方を相談を受けることができるようになっていくかと思えます。あと、利用に関しては保健センターと一体化になっておりますので、わざわざまたあゆみというのがなかなか発達障害があるということで、抵抗感があったという方もいらっしゃったかと思うんですけども、今後は総合保健センターということで一体化しておりますので、より相談しやすい場所になっていくかと思われます。

○委員（渡邊理慧君）

市民の方への広報とか、そういうのはどのようにされるのでしょうか。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

今後、総合保健センターが、先ほど申しあげましたとおり、2月に一応開所する予定としております。それにあわせて広報誌等を含めて、新たな総合的な保健センターということについて周知広報を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員（田中紗弥佳君）

先ほどの質問の続きなんですけれど、部屋が増えるということは、スタッフも増えるということでもいいでしょうか。今、私もちょっと保健センターのほうに行かせてもらうことも多いんですけど、正直、業務的には部屋が増えても、人員がいないと発達のいろいろお困り事のお子さんも増えている状況なので、部屋が増えるだけでは対応はいかないと思うんですけど、そちらはいかがでしょうか。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

部屋がないことで、相談をちょっと待っていただくことも多かったので、それがタイムリーにできるようになる。スタッフは変わりませんけれども、部屋が空いてないことで、保健センターも時々、活用してたんですけども、がん検診等がありますとそちらも活用できないので、そういった面がなくなりますので、タイムリーに受け入れることができるようになっていくかと思えます。

○委員（田中紗弥佳君）

分かりました。あとは、ちょっと私のお願いなんですけど、保健センターってやはりちょっとお母さんたちからすると、今現状、すこやか保健センターに日頃行きやすいかということ、行きやすい場所ではない。こちら市役所になって、まちなかにもっと近づいてくれば行きやすくなると思うんですけども、やはり急に健診に行って、急に何か言われて、発達のあゆみに行ってください、サポートセンターに行ってくださいと言われても、すごく抵抗のあるお母さんをたくさん見てきたので、もっと日頃から、慣れた場所だったらそちらで相談もしやすかったり、やはりそういう必要性を分かってくださったり、本当、コミュニケーションだと思うんですね。先ほど言われた広報だったり、もっともっと通いやすい場所にやっていたらと思います。よろしくお願いします。

○委員（渡邊圭章君）

使用料について、センターにおいて診療もしくは検査というところがあるんですけども、これ以外で、ないということで間違いないか確認させてください。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

診療したときは、診療報酬が発生しておりましたので、そういった診察料と、あと診断書等発行しましたらその手数料を頂いておりますので、外来がなくなる、診療所を廃止するということでこの使用料のほうを削除しております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それではないようですので、以上で議案第91号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時01分」

「再開 午前11時05分」

△ 議案第93号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び

△ 議案第94号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第93号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び議案第94号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

引き続きお願いします。議案第93号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正及び議案第94号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して説明いたします。本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年4月25日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和7年9月16日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、児童福祉法第34条の16第1項並びに子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、又はそれを参酌して定めている霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、子育て支援課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

議案第93号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明します。議案書は、17ページから20ページ、新旧対照表は11ページから17ページを御覧ください。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと等から、それに従い又はそれを参酌して定めている霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものになります。主な規定の改正等について説明します。まず、第12条の規定を改正します。保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等が創設され、児童福祉法第33条の10の条文に第2項及び第3項が加えられたことに伴い、同法の引用を第33条の10第1項に改めるものです。次に、第17条第2項の規定を改正します。利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件に、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものです。次に、第23条第2項の規定を改正します。国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、都道府県が実施した試験に合格した者は認定地方公共団体の区域内に限り、地域限定保育士として保育の業務を行うことができるようになります。このため、保育士の資格に言及する規定について、かっこ書きによる定義規定を設けます。なお、第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項の規定の改正も同様の内容になるものです。次に、第28条の規定を改正します。建築基準法施行令の一部改正に伴い、家庭

的保育事業等の設備及び運営に関する基準についても引用している条項等の整備が行われたため、改正するものです。なお、第43条の規定の改正も同様の内容になるものです。次に、第49条として新たな規定を設けます。家庭的保育事業等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるものとする規定を新たに追加するものです。なお、第50条については、改正前の第49条が繰り下げられたものになります。次に、附則第6条、第7条、第8条及び第9条として新たな規定を設けます。保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手のすそ野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につながるため、保育所等における保育士配置について、特例的運用を可能とする規定を新たに追加するものです。第6条では、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を設けます。第7条では、幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例を設けます。第8条では、家庭的保育事業における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例を設けます。第9条第1項では、第7条及び第8条の特例を適用する場合における保育士の必要数について、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならないとする規定を設けます。同条第2項は、保育士の読替規程を定めるものです。次に、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の附則第2項及び第3項の規定を改正します。令和6年の改正附則中の経過措置規程の対象となっている規定について改正を行うこととしていることから、当該経過措置規定については、令和6年の改正が行われた時点の規定に対する特定規程ではなく、現に有効な規定に対する特定規程となるように改正するものです。なお、第3項の規定の改正も同様の内容になるものです。以上で、議案第93号の説明を終わります。次に、議案第94号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明します。議案書は、21ページから24ページを、新旧対照表は、17ページから24ページを御覧ください。本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、それに従い又はそれを参酌して定めている霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものになります。主な規定の改正等について説明します。まず、第5条第2項から第6項までの規定を削除します。児童福祉法施行規則等に関し、電磁的記録等を認める旨の改正が行われたことを受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準についても、電磁的方法による対応も可能である旨の規定が追加されたことから、電磁的記録について第53条として新たに規定を設けることに伴い、電磁的方法による重要事項の提供に関するこれらの規定を削除するものです。次に、第23条の規定を改正します。従前は、施設の重要事項について、書面の掲示が義務付けられていましたが、これが見直され、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする改正が行われたため、所要の改正を行うものです。次に、第25条の規定を改正します。この規定の改正の趣旨は、議案第93号の第12条の規定と同じ内容になりますので説明は割愛します。次に、第38条の規定を改正します。第38条は第5条第2項から第6項までの準用規定であるため、同規定を削除したことに伴い、削除するものです。次に、第53条の規定を改正します。この規定の改正の趣旨は、議案第93号の第49条の規定と同じ内容になりますので、説明は割愛します。なお、第54条については、改正前の第53条が繰り下げられたものになります。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案番号順に行います。まず、議案第93号について、質疑はありますか。

○委員（渡邊理慧君）

小規模保育事業所はA型・B型・C型とあると思うんですけど、それぞれの保育士の配置基準

が定められているかと思うんですが、その配置基準をお示しいただけますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

霧島市の中では、小規模のAしか今現在行っておりませんので、Aについてお答えさせていただきます。Aにつきまして、0歳児については子ども3人について1人、1歳・2歳については、子ども6人について1人、配置に当たってはプラス1名の配置が義務付けられておりますので、その部分の人数は必要になります。霧島市で一番多いパターンで19人という小規模保育事業所があるんですけども、大体そのパターンになりますと5名という形になると思います。

○委員（渡邊理慧君）

霧島市のA型の事業所は何事業所あるんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

令和7年4月1日現在で9か所になります。

○委員（渡邊理慧君）

一応確認なんですけれど、A型事業所は保育士の資格が全員いるかと思うんですけど、霧島市はB型・C型がないんですけど、B型は保育士が半分ですかね。2分の1いればよくて、C型は保育士の資格がなくてもいいという認識でよろしいですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

今、厳密な、B型について厳密な数字、何人以上というのをちょっと後で確認いたしますけれども、今、委員がおっしゃるとおりで構わないと思います [25ページに答弁あり]。

○委員（渡邊理慧君）

この附則の6条のところなんですけど、今回の条例改定で、保育士の配置基準がどのように変わるのかというのを説明いただけますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

まず、6条からになりますけれども、朝夕、子どもたちが少ない時間帯があります。先ほど申し上げた配置基準で言いますと、1名でいい場合があります。ただ、配置をするときには必ず2名以上保育士を配置しないとイケないというふうになっておりますので、通常1名であったとしても、必ず2名必要になります。朝夕、少ないときに2名配置する場合に、1人は保育士であることが絶対なんですけれども、もう1人は子育て支援員とか、研修等を受けた職員でいいですよというのが附則の第6条になります。次の第7条については、小学校教諭、養護教諭を配置しても構わないですよというのが、第7条になります。第8条については、先ほど5人と申し上げたところなんですけど、やはり小規模保育事業所によっては5名では回らない、いろんな子どもさんたちがいらっしゃいますので、5名以上の保育士を配置する場合、基準を超える5名を超える人数については、保育士でなくてもいいですよという部分になります。先ほど委員のほうから質問があった、全て保育士でないといけないという部分があるんですけども、基準を超える分については、保育士でなくてもいいですよという基準になります。最後の第9条につきましては、ただし、その保育士じゃない人の数が3分の1を超えてはいけませんよ。逆を言えば3分の2以上は保育士でないといけませんよというのが、但し書の第9条の規定になります。

○委員（渡邊理慧君）

いわゆる配置基準の緩和ではないんですかね。配置基準の緩和というか、新設されることによって教諭が配置できるとか、そういうふうになるんですが、これ緩和になるんですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

配置基準自体は変わらないんですけども、基本的に、先ほど申し上げた、それぞれの保育園、小規模保育事業所において、子どもの数に対して配置しなければならない保育士の数が決まっております。その部分について、例えば基準上は1人なんですけれども、2人は必ず設置しなければならないという項目について、そのうちの1人は保育士でなくてもいいですよ。配置の基準は5人なんですけれども、8人設置する場合は3人は保育士でなくてもいいですよ。ただ、多く保育士等を

設置する場合であったとしても、そのうちの3分の2以上は保育士でなければならないということになりますので、一方では、保育士不足等を踏まえた上の緩和と言える部分もあると思いますし、配置基準を変えてるかと言われると、配置基準は守られた状態で、その部分で弾力的な運用がされているという形になると思っております。

○委員（植山太介君）

口述でもありましたけど、要件を一定程度、柔軟化することによって、保育士の担い手の裾野を広げて勤務環境の改善につなげていこうという国の取組だと。雇用体制であったり配置基準を変えたり、あとデジタル化とか、そのようなことだと思っているところなのですが、市としてもどのような背景があつてのことというのと、あと改定でどのような効果が期待できると、市としての見解を少しお聴かせいただけたらなと思うところです。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

先ほどの渡邊委員との質問とも絡んでくると思うんですけども、国が出した資料によると、保育教諭等の配置要件の弾力化という表現になります。すみません、今、植山委員のほうから質問もあつたとおり、保育士の不足、もしくは、最近大分解消されてきたんですけども、待機児童の解消、本市においては、待機児童はいないところでございますが、それぞれの受皿を考える中で、その待機児童等が解消されるまでの弾力的な緊急的時限的な措置というふうに考えております。保育士が不足する中で、一方では子どもたちの受入れを確保しないといけないと考える中で、本市と致しましても、様々な国の施策等を踏まえながら、配置基準を満たし、子どもたちの保育の質を落とすことなく保育ができる環境を整えることは大変重要なことだと考えておりますので、国の方針等を踏まえながら実施していきたいと考えているところです。

○委員（渡邊理慧君）

これは、2026年の4月から全国の自治体で始まる、親の就労に関係なく3歳未満の子どもを預けられるという、こども誰でも通園制度があると思うんですけど、それは関連はあるんでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

こども誰でも通園制度としての関連はございません。こども誰でも通園制度につきましては、また新たに運用の規定等を別途定めることになりますので、その中で定めることになると考えております。

○委員（田中紗弥佳君）

保育士以外の方が入って、子どもたちの保育も充実してというのは分かるんですけど、保育士ではない資格がない方の、今後の市としての研修とか、何かその安全性を高めるための工夫とか何かそういうことも今後は必要になるんですか。それとも各園で対応していかないといけないとなると、保育士の方たちの負担は逆に、知識がない方を雇うということは、それなりの負担も増えてくると思うんですけど、それは市として今後対応していくとか、そういう方向性はありますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

先ほど申しあげました、子育て支援員というお話をさせていただいたんですけども、子育て支援員につきましては、都道府県知事が、保育教諭と同等の知識及び経験を有する者と認める者という形で研修を行って初めてなることができます。そのような形で、代替で保育経験があるもの、という部分よりは、保育の研修をしっかりと受けた者という形で配置されますので、その分については、保育所の負担になることは、全くないというのは確かに言い切れないところがございますが、負担の軽減につながりながら保育士が働きやすい環境で勤められると考えております。

○委員（竹下智行君）

49条のところですけども、電磁的記録の対応を認めるものとすると思いますけれども、これまではどうだったのかというのをちょっと教えていただけますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

基本的には紙ベースというのがもう通常の流れになります。全ての自治体、またもしくはそれぞれ

れの施設によって、電磁で公表することという部分が多くなってまいりましたので、これに対応するものになりますので、基本的には今までは紙ベースで重要事項の説明をしたりとか、そういう部分が出てきたものと考えております。

○委員（竹下智行君）

電磁的記録というのは、例えばケース記録とか、そういったものは入らない。それはもう重要事項説明とかそういったものを言ってるんですかね、これは。保育士さんたちが書く通常の記録というのは、また電磁的記録でパソコンで打ってそれが一つの記録の証拠になるというとか、そういうことなのか、例えば重要事項のそういったところだけのことなのか、すみません、そこがちょっと分からないので教えていただけますか。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

電磁的記録については、保育記録等に関しても、パソコンでの作成等について該当するものになります。

○委員（竹下智行君）

この業界は結構今までもこういう電磁的記録を使ってるところが、ソフトなんかを使ってあったのか。今までこの業界はどうだったのかなという。今まではそういう記録で残してるところは、今までは紙ベースじゃないと認められなかったということですよ。やはりいろんな業界もこのパソコンでいろいろそこにもデータが残っていくというほうがいろいろ履歴を追っかけていくのも便利だと思うんですけど、この業界はそれが今まで認められてなかったという理解でよろしいですかね。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

実際に本市のほうでも、本年度の当初予算にも上げておりますけれども、ICT化ということでそれぞれのICTのシステムがございまして、それを導入しながらやっているとありますし、毎年、令和5年、4年ぐらいから補助金の申請も上がってきているところがございます。全体的なICT化の流れというのは、こども家庭庁が示しますとおり、その部分に進んできているところはあります。ただ一方で、やはり文字で書いたほうがいいという事業所も残っているところがございます。先ほど説明があったとおり、それぞれの電磁的記録につきましては、いろいろなパターンがあると思うんですけども、今までそれが禁止されたかということ、ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんので、ここで断言することはできませんが、現在のICT化の流れに沿って、それが進められているというのが事実でございます。

○委員（渡邊圭章君）

7条のところを確認なんですけれども、小学校教諭、養護教諭までに広げるということなんですけれど、これは免許状を要するというので、実務経験はなくても問題ないかというところの確認なのですが。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

当方で承知してる確認につきましては、あくまでも免許状と考えておりますので、免許を取るためには様々な研修等を受けた上で、その免許が交付されるものと考えておりますので、現状問題ないと考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、続きまして、議案第94号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

今、口述書のほうに下のほうにありますけれども、23条の規定の改定をしますというところで、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないことというのがあるんですけども、この辺をもう少し具体的にお示しできますか。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

デジタル原則に照らした規則の一括見直しプランにおいて、書面掲示福祉等を義務付けるアナログ規制については、点検見直しをすることとされ、令和4年12月末の第6回デジタル臨時行政調整会において公表された工程表に基づき、順次見直しが行われました。これを踏まえて、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする改正が行われました。ホームページ等での公表がこれに当たると思われます。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

先ほどの渡邊委員の質問のほうの小学校教諭及び養護教諭について、経験はというお話があったところなんですけれども、国が定めているものの中で、保育を行う上での研修の受講を求められることになっておりますので、先ほど子育て支援員の研修というお話もさせていただいたんですけれども、そのような研修を受けることが求められているのは事実でございます。もう一点の渡邊委員の御質問にあった小規模保育事業所の形の回答なんですけれども、まず、小規模事業所のB型なんですけれども、2分の1以上が保育士、先ほど申されたとおりになります。家庭的保育事業所につきましては、家庭的保育者が対応すればいいという形になっております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、議案第94号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時36分」

「再開 午前11時39分」

△ 議案第110号 指定管理者の指定について（霧島市立医師会医療センター）

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第110号、指定管理者の指定について（霧島市立医師会医療センター）の審査をします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

最後になります。よろしくお願ひします。議案第110号、指定管理者の指定については、霧島市立医師会医療センターの指定管理に関するものです。霧島市立医師会医療センターにつきましては、令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了するため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の指定管理者の指定に関して、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。詳細につきましては、保健福祉政策課特任課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

議案第110号の指定管理者の指定について、御説明いたします。当議案は、霧島市立医師会医療センターの指定管理に関するものです。霧島市立医師会医療センターは国立病院・療養所の再編成に伴い、平成12年7月に合併前の旧隼人町が国から譲渡を受け、管理運営を当時の始良郡医師会に委託する公設民営型病院として発足いたしました。合併後、本市に引き継がれ、平成18年度からは指定管理者制度により病院の管理運営を引き続き始良地区医師会が行っています。同医療センターは今日まで、始良伊佐保健医療圏の中核病院としての役割、地域医療支援病院としての役割、救急医療を担う役割、感染症及び災害発生時の拠点病院としての役割など、公的病院としての役割を十分に果たしております。また、施設の老朽化と手狭さから、多様化する医療ニーズへの対応や良質な

医療サービスの提供に支障を来していたことから、本年2月に新病院が開院し新病院利用者数については外来患者数が昨年同時期と比較すると4,029名、入院患者数も5,090名増加しており、より多くの市民の皆様へ高度医療サービスを提供する環境が整いました。以上のことから、引き続き、始良地区医師会を指定することにより、これまで蓄積した管理・運営技術や専門的スキルなどの経営資源を活用し、効果的かつ効率的な管理運営を行おうとするものです。以上で、指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

医師会の先生たちと病院自体と連携しながら、病院の院長先生とか連携しながら運営されてると思うんですけど、結構経営的には黒字ではない、赤字というか、状況だと思うんですけど、運営会議といいますか、その経営会議というか、そこあたりの状況というのはどういうふうなこの頻度で行われているのか、どういうふうなそれが内容なのか、経営改善のための努力というか、それは当然しなければいけないと思うんですけども。そこあたりの体制がどういうふうになっているのか、そこあたりの運営会議なのか経営会議なのか分かりませんが、そこあたりの中身を教えていただけますか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

病院の管理運営会議につきましては年2回ございまして、今年ももう1回開催されたんですけど、病院の始良市地区医師会の会長だったりとか、副会長だったり理事だったりとか、あと市民の方の代表とか、あと病院関係者も含めて会議を行っているところでございまして、前は、令和6年度の決算についての説明と、やはり、委員御指摘のように経営改善はどうなってるんだというようなお話もありましたので、医師会医療センターにつきましては、公立病院ということで、不採算医療といわれる救急医療だったりとか、小児医療に携わってるものですから、やはりそういう赤字の分が見えるんですけども、それに対しての市の負担金補助等を行いながら、また今、経営改善のためにコンサルも入れまして、今、経営改善に努めてるところですというようなお話をさせていただいております。

○委員（竹下智行君）

このコンサルが入って、やはり劇的に変わってきたとか、その経営がですね。外部の客観的に見えるコンサルが入ってきて、ちょっと運営面というかそこらあたりが変わってきたというか、そこあたりの状況をちょっと教えていただけますか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

全国的に病院経営というのは厳しいということで連日報道される中で、その中で公立病院は7割が赤字だということ言われております。医療センターにつきましては、県央に位置しまして、始良伊佐圏を担う中核病院であります。ほかの病院につきましては、なかなか医師が足りないとか、そういう状況にありながら、なかなか運営が難しいということですけど、医療センターにつきましては、常勤の先生だったりとか、鹿大からの派遣の医師も含めて、多くの医師がいることによって、高度医療だったり、救急だったり、時間外対応だったり、そういう医療体制が整っているんですけど、高度医療が入ってはいいいんですけど、そういう物価高騰で高度医療診療材料費も高騰していますし、やはりそういう時間外対応のスタッフなんかも、たくさん常駐するということもあって、そういう診療報酬については、国が決めてますので、価格を上げることもできませんのでなかなか赤字になってという形でその収支がとれない状況にあるんです。そのためにコンサルを入れてということなんですけれど、なかなか経営コンサルを入れたからといって劇的にすぐ変わるものでもありませんけれど、短期的にできるもの、中長期的にできるものという提案を頂きながらその改善に努めているところでありまして、すぐ出るものというましたらそういう、診療報酬のDPC係数の加算が取れる分を再度見直したりとか、そういうのはしてますけど、あとは構造的なも

のでいくと、病棟の再編とかそういうふうになってくれば、またそこらの収益が上がるという話は聴いてますけれど、すぐすぐできるものでもないものもありますので、そこは、状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○委員（植山太介君）

関連で、今のかかってくるとも思うんですけども、実際は新病院ができてから、昨年同時期に比べると外来が4,029名、入院患者の方が5,000名近く増えているという実績が出てるわけなんですけれども、一番の要因はきれいな病院になったからというものもあるんでしょうけれど、動線がきれいになってさばけるようになったとか、そのような患者さんの数が増えた要因を、1例でも2例でもちょっとお示しいただけたらと思うところです。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

一番の要因といいますと、やはり診療科が増えたというのが、もともと13診療科だったのが25診療科に増えたということでまた先生も増えまして、いろんな患者さんが来られる。対応ができたということもありますし、患者さんから喜ばれてるのは、やはりそういう、患者さんもですし、看護師から喜ばれてるのは、やはり全室個室になったということで、ベッドコントロールをしなくてもよくなったというところがありまして、また入院された患者さんもやはりすごく快適な状況で過ごせて療養できたというお褒めの言葉を頂いてる状況にあります。

○委員（田中紗弥佳君）

今、病院はいろいろ医師不足が結構、本当に大変なことに全国的にはなってますけれど、医師不足とともに、やはり看護師不足だったりほかのスタッフ、医療従事者の不足も言われてるんですけど、やはりこれだけ数が増えるということは、そういう負担が増えてくる中で、今、看護師とかそちらのお医者さんは足りていても、やはり看護師とか、そういうほかのスタッフは重要だと思うんですけど、そちらのほうのスタッフの不足とかは今ないんでしょうか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

おっしゃるとおり、やはり看護師の不足というのはやはり否めないところもありますけれど、今は医療センターにつきましては、看護部長中心に、体制を整えながら対応していただいておりますし、医療センターについては、奨学制度もありますので、そういった奨学制度を利用した新採の方がまた病院のほうに帰ってきていただいたりとかという形でしておりますし、また募集に関しましても、そういう学校のほうのほうにも足を運んでいただいたりとか、あと、SNSでも募集をかけたという形で、いろんな形で看護師のほうも募集をかけて対応してるところにあります。

○委員（田中紗弥佳君）

分かりました。またSNSも私も拝見しておりまして、やはりそういう周知はすごく大事ななと思っております。私も前職看護師だったので、医療センターの看護師さんとお話しすることもあるんですけども、やはり今、看護師もやはり足りてないという現状、それとあと、電子カルテが足りていないから業務が進まないという現状もあるというのをお聴きしております。新病院でいろいろお金も掛かったりするところもあると思いますけれど、やはり人と、あとやはり必要な設備、道具というのは結構消耗品であったり電子カルテというものが足りてないと看護師さんたちの残業が増えるとこれは今度はまたコストが掛かるので、またそちらの見直しもぜひしていただけたらと思います。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

今、電子カルテのお話が出たんですけど、一応、本年度、また電子カルテも更新という形で、新しい電子カルテにかわる形で対応しているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

今、聴く中で、ちょっと一つ確認なんですけれど、先ほど竹下委員が言われた運営会議とか、企画会議なのか私もよく分からないんですけど、その中で、よく出る話し合われている課題、大きな課題としては、御紹介できるものがあれば、ちょっと紹介していただければと思うんですけども。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

課題につきましては、先ほどやはりそういった予算的なものだったりとか、運営的なものがやはり、いろいろ理事の方も診療所の先生方が多いものですから、その運営の状況と、あと病院は連携をやはりしていかないといけないので、かかりつけの病院から紹介を頂いてしているんですけどその状況の紹介率、逆紹介率だったりとかですね、そういうような話もありますし、いろいろ今の病院の工事の中から言いますと、やはり患者に対しての駐車場が足りないというお話を、平日の午前中はやはり多く患者さんが来られるので、今、解体工事をしまして、またそこを患者の駐車場整備をまた工事に入るんですけど、今でも、大分駐車場は、駐車場が全部で砂利の駐車場を含めまして263台ほど確保してるんですけど、やはりなかなかそこは足りないということでそういうお声を頂いてますけれど、整備のほうは進めているというところですよ。

○委員（川窪幸治君）

やはり細かいことなのかもしれないですけども、私たちも、2次医療ということだったりとか、あと市民の声で、先般、今までも医療センターに関しては食事のことであったりとか、駐車場はもちろんですけども、あと、午前中に患者さんが集中するというようなことで、朝8時に行っても昼をまわるんだと、待つ時間が。そのような件もあがっているのではないかと。話合いの中ではあるのではないかなと私のほうは考えるわけなんですけれど、そういったところも、今後、また検討をしていただいて、それがコンサルを入れたことで、また改善されていくのか、そのような見通しがあるのか、その辺のところもちょっとお伺いしたいんですけど。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

給食の件についても、やはり物価高騰の関係がありまして、やはり材料費なんかが上がってる状況もあります。ただそこはすごく患者の方には喜ばれたりしてるところではありますので、そこは何とかクリアしながら、ほかのところで対応する形をとりながら進めていきたいと思っておりますし、患者の方が来てなかなか、朝早く来たのにもう3時だったりとかいう感じですごく時間かかると。紹介状をもらってきたのというお声は聴きますし、よく幹部会議の中でも話が上がってくるんですけど、いろんな症状の方がいらっしやいまして、いろんな先生の考えというのはありますので、結構、詰めて先生が何人て見られる方もいらっしやるんですけど、そうするとなかなか、待ち時間が長くなったりとかいうところも出てきて、なかなかそこは難しいところなんですけど、先生方もそこは皆さんで情報共有してるところであります。また、医療センターになりましてから、外来予約センターという新しいサービスもできまして、オペレーターがいて対応はしてるんですけど、そこも年々増えてますし、そういう形で患者様が病院を御利用するのに時間のかからない形でできるようにそこをまた共有しながら努めていきたいと思っております。

○委員（川窪幸治君）

そうやって改善をしていただければいいのではないかなと私のほうも思うんですけど、私も年に2回ほど医療センターには検査というか、健康診断でいくんですけども、やはり私たちもどうもないと言われたらおかしいですけど、自分では結果的にもたいしたことはないんですけども、それでもやはり、私なんかも、そうですね9時頃に行って大体昼過ぎぐらいまで待ってる状態も続いているのが現状だし、そこでまた患者さんとしゃべるとそういうこともあるので、そういうところはまた、しっかりと改善していただければと思うんですけど。続けていいですか。すみません、ここ今ここで聴くことではないのかもしれないんですけども、医療センターのところに、サルが出るんです。サル。御存じですか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

すみません。今、初めて聴いたんですけど。

○委員（川窪幸治君）

ちょうど入院棟のちょっと奥のほうになるんですけども、サルが常におりてきていて、入院患者さんは、そのサルを見て癒やされる方も中にはいらっしやるようですけれども、駐車場にちょう

どなってるんです。裏のほうのですね。多分もしかすると職員の方の駐車場になろうかと思うんですけども、もし、今、知ったのであれば、そこも確認をしていただいて、また、サルもやはり危険ですので、入院患者さんだったりとか、今度は病院のほうに近づいてきたりとか、下まではもう常にいるみたいですので、その辺のところの確認もまたしていただければと思います。これはもう要望になりますね。すみません。

○委員長（久木田大和君）

質疑に関しては議案に関する質疑をお願いいたします。

○委員（竹下智行君）

経営に関して言えば、医療部門の入院だったり、外来の稼働率を上げていくというのは大事だと思うんですけど、またやはり組織というところでは、総務だったり、事務方だったり、そこあたりのいろいろ効率化、組織の効率化というか、そこも大事になってくると思うんですけど、それをするによって超勤を出さないようにするとか、そこの総務とかそこあたりの組織について、改善というか、そこあたりのそういう声があって、改善をしていけているのか。そこあたりのちょっと現状というか、そこあたりが分かれば教えていただけますか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

運営についての人事的などは指定管理で医師会なんですけど、いろいろ幹部会のほうで、話が上がってくる分については、そういった時間外の関係も含めて、そこは病院のほうで働き方改革ですね、そういうものを含めた形で進めているというのは聴いている状況であります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、議案第110号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後0時58分」

#### △ 議案第86号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第86号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第86号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の7ページを御覧ください。霧島市立塚脇小学校を令和8年3月31日限りで廃校することに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（林元義文君）

議案第86号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は7ページ、新旧対照表は4～5ページです。塚脇小学校は、通学児童の減少が続いている中、令和7年7月30日に塚脇地区自治公民館長及び同地区自治会長、民生委員・児童委員、校区在住保護者代表の連名で「霧島市立塚脇小学校の統廃合に関する要望書」が提出され、塚脇小学校と牧之原小学校の統合及び塚脇小学校の廃

校を要望されました。同地区の意見を尊重し、要望どおり廃校の手続きを進めることとし、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の別表第2から霧島市立塚脇小学校の項を削除しようとするものです。また、児童福祉法の規定に基づき、鹿児島県立若駒学園の分教室が塚脇小学校に設置されていることから、同条例から霧島市立塚脇小学校若駒分教室の項を削除し、霧島市立牧之原小学校若駒分教室の項を追加しようとするものです。併せて、霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第3条について、学校給食を実施しない学校の規定に関し、具体的な学校名の記載から児童福祉法の根拠条文の提示に変更しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

少し確認をさせていただきたいと思います。課長の口述書のほうに、自治公民館長、自治会長、民生委員、児童委員、そういったところと皆さんと話をされてということだったんですけども、現在はもう小学生も通う方もいない、何年間かいないというような状況のもとで、たしか行われているような認識をしてるんですけど、この辺の現状はどのような感じだったんでしょうか。

○教育総務課長（林元義文君）

塚脇小学校につきましては、現在3年生が1名、4年生が2名、5年生が1名、6年生が1名の合計5名の児童が在籍しております。このうち3名が特認生になっておりまして、地元の児童は4年生と6年生となっております。6年生がもう卒業になりますので、地元の児童は1人というような状況でございます。

○委員（植山太介君）

ちょっと関連で聴かせてください。統合されると牧之原小学校に。牧之原小学校の人数を少し教えてもらいたいなと思うところです。統合された後のですね。

○教育総務課長（林元義文君）

今年度5月1日現在の牧之原小の児童数になります。1年生が10名、2年生が16名、3年生が26名、4年生が11名、5年生が23名、6年生が16名の102人となっております。ここに統廃合した場合、1人加わりましますので、103名というところでございます。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休憩 午後 1時04分」

「再開 午後 1時04分」

○委員長（久木田大和君）

では再開します。

○教育総務課長（林元義文君）

今、説明をしたのは今年の5月1日ですので、これを来年度にしますと16名ほど減るというようなことになるかと思えます。また、1年生もちょっと何名入ってくるか分かりませんので、同数ぐらいになるかなと思っていますところです。

○委員（渡邊理慧君）

ちょっと関連なんですけど、特認生は、今、塚脇小学校に通われてる子たちは、牧之原小学校には行くのでしょうか。

○教育総務課長（林元義文君）

牧之原小学校は特認校制度をしておりませんので、今、塚脇に通っている特認生につきましては、児童が原籍する学校に戻られるか、また別な特認校に通うことになるかと考えております。

○委員（渡邊理慧君）

そこは、保護者の方とかとは、問題にはなっていないんですか。

○教育総務課長（林元義文君）

特認生の保護者の方には、学校と学校教育課のほうから来年度は特認校の募集をしないという説明をしております、具体的にどこに行くというところまでは私のほうで確認していないところで、説明はしているところでございます。

○委員（渡邊理慧君）

一応説明はされてるということで分かりました。あと、もう1件、地元の子がまた牧之原小学校のほうに行く件で、本会議場での質疑でもあったかと思うんですけど、スクールバスを出されるとい回答があったかと思うんですけど、塚脇小学校から通われる方は一応そのスクールバスを活用するという事になってるんでしょうか。

○教育総務課長（林元義文君）

牧之原小中で運行しているスクールバスにつきましては、福山地区では、自家用有償バスという位置付けをしております、一般の方も乗れるスクールバスとなっております。そのバスの運行ルート等に、ほかのスクールバスと違ってバス停が設けられております。そのバス停に塚脇小前というものもありまして、そこから乗って牧之原小・牧之原中に通えるような状況でございます。

○委員（渡邊理慧君）

一般の方も使われるバスで一緒に行くという認識で大丈夫ですね。学校が指定して出してるというスクールバスではないということ。すみませんその辺が。

○教育総務課長（林元義文君）

自家用有償バスという位置付けでもありつつスクールバスとなっておりますので、一般の方は料金を払ってふれあいバスと同じ料金体系で乗っていただきまして、児童生徒につきましては、無料でそれに乗ってスクールバスとして、今通っているというような状況でございます。

○委員（竹下智行君）

若駒学園の分教室ってありますけれども、これは県立なので、若駒学園の現状というのは、分かれば教えてほしいなと思ったんですけどちょっとここが分からなければ、この牧之原小学校の分教室ってありますけれども、ここがどういうふうな役割になるのか、その分教室についてちょっと教えていただけますか。また、塚脇学園については県立なので、ちょっと状況分からなければもうここはいいですけど、分かれば教えていただきたいという、生徒数とか人数とかですね。

○教育総務課長（林元義文君）

まず、若駒学園の児童生徒数ですけれども、小学生がゼロ、中学生が5名、令和7年5月1日現在で、5名の方がこの施設にいる状況です。実際、その若駒学園で生活とか勉強とかしております、実際、塚脇小学校に行って、この児童たちが何かするかといいますとそういったことはなく、学園内で勉強、生活ですね、そういったことをしているところでございます。

○委員（植山太介君）

塚脇小学校の廃校後の活用ということで、本会議場でも宮内議員のほうから質疑等々あったと思いますけど、私の記憶では地元の方と話をしてできるだけ活性化につながるようなみたいな御答弁だったかなって認識をしているんですが、具体的にどのようなことを要望があったとか、このような使い方ができるのではないのかとか、そこら辺が御説明ができれば頂ければなと思うところです。

○教育総務課長（林元義文君）

実際、地元からの要望書につきましては、1点目が統廃合の件を要望されております。2点目が、タイムカプセルの管理を地区に移管してほしいという要望、三つ目が閉校後の校庭や校舎周辺の環境整備、維持管理を要望しますということが要望されております。これにつきましては、もう地区では、学校を支え切れないので地区で清掃とか何とか草刈りとかというのはもうちょっとできないと、この部分はもう管理者である市で行ってくれというようなこともありまして、このような要望をされているところでございます。

○委員（植山太介君）

市としてはそれはもう、はいこのまま置いとくというような流れになっていくのか、何か活用を

見いだす具体はないでしょうけども、ちょっと思いなみたいなところを聴かせてもらえたらなと思うところです。

○教育部長（上小園拓也君）

廃校後の活用ということでございますけれども、これは今植山委員のほうからございましたとおり、この前の議案質疑の中でもお答えしたところですが、来年3月で廃止をするということで、その後の活用につきましては、まずはやはり地域の方々と今後どのようにしていくかというようなことをまずは話し合いを持ちながら、一緒に模索していければいいのかなというふうに思っております。現時点で、今後このようにしていくとかいろんな具体的なものは持ち合わせてはおりませんが、先ほど申し上げましたとおり、地域の方々と、まずはお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（植山太介君）

理解をいたしました。ちょっと確認として。ということは、まだその地域の人たちとこうしたいとかこのような活用がしたいというのは話はしていないと。今これから話をしていくんだという認識でよろしいでしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

先ほど教育総務課長の答弁でもございましたけれども、やはり地域の方々がもう学校を支えることができない。具体的にはもう、草刈りとか、そういうところももう市のほうでお願いしたいというようなことがありましたので、例えばですけど一般的なグラウンドを使っているいろいろなグラウンドゴルフをすとか、そういう具体的なところの話は詳細にはまだ話ができているところですけども、まずは一旦廃校になった時点で地域の方々とまたこれから話ができればなというふうに考えております。

○委員（渡邊圭章君）

令和7年7月30日にこの要望が出てきたというお話ですが、今現在でほかのところ、そのような要望、また協議されてるところがどれぐらいあるかお聴かせ頂ければと思います。

○教育総務課長（林元義文君）

教育委員会のほうに今回このような形の要望がほかで検討されているというところはないところでございます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、以上で議案第86号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時14分」

「再開 午後 1時16分」

△ 議案第106号 指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）及び

△ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第106号、指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）及び議案第107号、指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第106号、指定管理者の指定について、説明します。議案書の58ページを御覧ください。糸走地区共同利用施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について

て、議会の議決を求めるものです。次に、議案第107号、指定管理者の指定について、説明します。議案書の60ページを御覧ください。霧島市隼人真孝西集会所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、社会教育課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○社会教育課長（久木田勇君）

議案第106号、指定管理者の指定について、説明します。議案書は58～59ページです。糸走地区共同利用施設は、地域に根ざした施設であり、当該地域の住民により構成される糸走自治会が管理運営を行うことにより、施設の効用が最大限発揮されるとともに管理経費の縮減も図られることから、直接指定しようとするものです。次に、議案第107号、指定管理者の指定について、説明します。議案書は60～61ページです。霧島市隼人真孝西集会所は、地域に根ざした施設であり、当該地域の住民により構成される真孝西自治公民会が管理運営を行うことにより、施設の効用が最大限発揮されるとともに管理経費の縮減も図られることから、直接指定しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第106号について、質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

この集会所は、糸走自治会が使われるということで、この今、糸走自治会の自治会の人数というのはどれぐらい今いらっしゃるんですか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

今、世帯数でいきますと51世帯です。

○委員（竹下智行君）

年間の使用頻度というか、どういった形でこの利用施設が使われているのか、そこあたりが分かりますか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

令和6年度の利用人数は1,201人になります。あと使われ方としましては、自治会の役員会ですとか、総会です。あと、集いとか、そのような形で地域の方に使われております。

○委員（竹下智行君）

ここは昭和49年ですかね、ありますけど、老朽化の状況というか、これまで修繕をどのような修繕が行われてきたのか、あとまた修繕、今後しなければいけないようなものがあるのか、そこ辺りを教えていただけますか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

修繕の状況につきましては、令和2年度から6年度までの5年間で、修繕のほうを24万円程度行っております。あと、指定管理者のほうから要望があれば、修繕などは行ってっております。ただ老朽化というのはありますので、こちらのほうも、修繕箇所の緊急な修繕箇所等がありましたら、対応していきたいと思っております。

○委員（渡邊理慧君）

背景だけお伺いしたいんですけど、この指定管理をされてる期間、今までのちょっと過去を知りたくてですね、どれぐらいの期間指定管理をされていて、そういった中で、何か今まで問題等が何かなかったかというのをお伺いいたします。

○社会教育課長（久木田勇君）

本市の指定管理者制度につきましては、平成18年4月から始まっております。そのときから糸走地区共同利用施設も同時に、指定管理を導入して直接指定という形で今までずっとやっているところなんです。特段大きな問題、地元からのそういう苦情というのは、特に今までないところでございま

す。

○委員（川窪幸治君）

先ほどの竹下委員のほうからの老朽化というか、昭和49年に建てられているコンクリートの建物にはなるんですけども、今もう既に何十年もたってる状態ですけども、今後この状態でまだ使用できるものなのか、その辺のところは確認ができてるのか、耐震とかはどのようになっているのか、お示してください。

○社会教育課長（久木田勇君）

この糸走地区共同利用施設につきましては、今、委員からありましたように昭和49年度ということで、もう50年ぐらい経過しているところでございます。平成25年度に耐震診断を行っておりまして、その際耐震については問題ないということでございます。あと施設につきましては、年1回、施設安全点検というのを行っておりまして、専門の方に見てもらっております。小さな修繕をしないといけないような箇所、要経過観察の場所、そういうところはあるんですけども、例えば雨漏りですとか、そういったようなところについては現状ないところでございます。

○委員（川窪幸治君）

最終的に確認ですけど、今後、20年、30年は十分まだ使用できるというような認識でよろしいでしょうか。

○社会教育課長（久木田勇君）

それで、間違いございません。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で議案第106号の質疑を終わります。次に、議案第107号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

分かればいいんですけど。ちょっとこの106のところと比べての話なんですけど、先ほど組織が51世帯で年間利用者数が1,201と記載ございました。今回の真孝西でいうと、会員数は126世帯で、年間使用者数は185人とあるんですけど、これあんまり使われてないのかなという気もしないでもないですが、さっきのほうが使われてるほうなのか、分かればこちら辺ちょっと説明してもらえたらなと思ったところなんですけど。

○社会教育課長（久木田勇君）

単純にこの利用人数を令和6年度実績と比較すると、かなり利用されてるか、されてないかというのと、されてない少ないほうだとは思いますが。一方で、この隼人真孝西集会所の近くには、人権啓発センターもございます。そこで、例えばそこが主催している講座ですとか、その研修とか会議、そういうのもできますので、両施設を併用している、そういうことが数字にあらわれているのではないかと考えます。

○委員（植山太介君）

はい、理解をいたしました。必要性とか、地域の方から何かそういった、もう1個でいいんじゃないとか、例えば、ほかに何か別な形にとか、そのような検討とか、コンパクトアンドネットワークで考えたときに、そのような議論というのは自治会からはないかもしれないけど、市のほうでとかそのようなことがあれば少し聴かせていただきたいなと思うところです。

○社会教育課長（久木田勇君）

本課の中でそういう議論というのは、今までしたことはございません。条例がございます。霧島市隼人真孝西集会所の設置及び管理に関する条例という、あとそれから施行規則もございます。その中で、この設置目的を読み上げます。隼人真孝西地区における社会教育活動の充実及び発展を図るとともに、地区住民の福祉に寄与するために、この隼人真孝西集会所を設置するところでございます。

で、やはりこの設置目的を達成するためには引き続き、この施設は必要であると考えております。

○委員（渡邊理慧君）

こちらの施設も平成18年度から指定管理をされているということでしょうか。

○社会教育課長（久木田勇君）

先ほどの施設同様、18年4月から直接指定になっております。

○委員（渡邊理慧君）

主に、この集会施設の利用はどういったことに使われているのでしょうか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

地域の、やはり役員会といいますか、自治会の会とか、あと、卓球とかにも使われているような、地元の人たちが使われております。

○委員（立和田広司君）

ちょっと確認させていただきたいんですけども、こちらの年間使用料が記載がないんですけど、こちらは、無料ということよろしいですか。

○社会教育課長（久木田勇君）

通常、社会教育施設につきましては使用料が条例ですとか施行規則の中で設定されておりますけれども、本施設につきましては、使用料自体が設定されていないという状況でございます。

○委員（竹下智行君）

使用料を設定されていないところというのは、ほかにもどこかあるのでしょうか。ここだけでしょうか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

社会教育課の中で条例のある施設の中で料金を取っていないのは、もうここだけではないかなと思います。

○委員（竹下智行君）

ちなみにこの自治公民館でない方が使いたいとなったときも、一応無料ということによかったのでしょうか。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

利用料〔同ページに訂正発言あり〕の設定がありませんので、お金を取るということ自体ができないというふうに考えます。

○社会教育課長（久木田勇君）

今、井上主幹が利用料と申しあげましたけれども、使用料の間違いでございます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにもありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第107号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時31分」

「再開 午後 1時59分」

#### △ 陳情第14号 「重点支援地方交付金」を財源とした市立小中学校の学校給食費無償化を求める陳情

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第14号、「重点支援地方交付金」を財源とした市立小中学校の学校給食費無償化を求める陳情について、審査します。本日は陳情者である、霧島市新日本婦人の会、南静枝様、平田優様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その

後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また陳情者は委員に対し質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。それでは陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（南 静枝君）

私たち霧島市新日本婦人の会のほうでは、学校給食の負担の軽減について、陳情申し上げます。この度、私たちは全ての子どもの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担軽減、そして教育の公平性を確保するために、政府の経済対策である重点支援地方交付金を最大限に活用し、市立小中学校の学校給食費を速やかに無償化することを陳情いたします。現状認識、1、子育て世帯の厳しい家計と負担軽減の必要性。物価高騰が市民生活を圧迫する中、学校給食費は小学校で年間約5～6万円、中学校を含めればさらに大きな教育負担となっています。資料によれば、公立小学校の平均月額額は4,400円。中学校は一、二年生が5,000円。3年生が4,800円であり、この費用が無償化されれば、家計の負担軽減に直結します。国は2026年度から小学校の学校給食無償化を目指す方針を示しており、今年度、多分出るようになると思ひますけれども、既に全国で約3割の自治体が全小中学校を対象に無償化を実施しています。特に鹿児島県内でも、鹿屋市、南さつま市、湧水町、いちき串木野市、南種子町などは既に無償化を実施しており、霧島市においても早期実現は喫緊の課題です。霧島市は、物価高騰に対応するため、国の交付金を活用して、食材費の公費負担を行い、保護者の給食費を据え置く措置を講じていますが、これはあくまで一時的な支援であり、完全無償化による恒久的な負担軽減には至っていません。陳情理由を言ひます。重点支援地方交付金を活用した無償化の実現。私たちは以下の理由から、重点支援地方交付金を財源として活用し、市立小中学校の給食費の無償化を実現することを強く求めます。1番、交付金の目的との高い合致性。重点支援地方交付金は、地方が裁量を持って低所得者を含む住民生活を支援するための財源です。給食費の無償化は、所得制限なく全ての子育て世帯を支援するものであり、特に生活が厳しい世帯にとっては、給食費の集金事務や、滞納対応の解消、公会計化済みの霧島市ではさらなる事務負担軽減と相まって、最も迅速かつ公平な支援策となります。2番、教育の機会均等と食育の推進。給食費の無償化は、経済的な理由による教育格差を是正し、学校給食法が定める適切な栄養の摂取による健康の保持増進や、健全な食生活を営む判断力の涵養という未来の目標を全ての子どもに享受させるための基盤となります。3番、公平性の確保。国の方針にもあるように給食を利用できないアレルギー対応の児童や不登校の児童などに対しても、給食費相当額の助成を行うことで、全ての児童生徒に対する公平性を担保することが可能です。既に、南さつま市やいちき串木野市など、周辺自治体でも町外・市外の学校へ通学する児童への補助を実施しており、霧島市もこの流れに続くべきです。陳情事項、つきましては、市民の期待にこたえるため、以下の事項について速やかに御検討いただき、実現いただくよう強く陳情いたします。政府の重点支援地方交付金を活用し、市立小学校及び中学校の学校給食費を完全無償化するための財源を速やかに確保すること。2番、無償化の対象は、給食の質の低下を招かないよう、食材費、賄材料費全額とする。3番、食物アレルギーやその他の理由により給食を利用できない児童生徒に対しても、給食費相当額の助成を行う仕組みを同時に導入し、公平性を担保すること。ご善処を何とぞよろしくお願いいたします。

○陳情者（平田 優君）

平田と申します。またお前かと言われるとあれなんですけど。私は婦人ではございませんで、新婦人の会の相談役ということになっておりまして、助っ人として今日隣に座っております。よろしくお願ひします。ちょっと一部、陳情書に訂正と解説が必要になりますので、お願ひいたします。先ほど南さんが説明しました月額額は、これは全国平均を取ったものが陳情書になっておりますけれども、先ほどの口頭にて申し述べたものは、霧島市のホームページからとった霧島市の料金を報告させていただきましたので、どちらかというところのほうさがそぐうかと思ひますので、そちらに御訂正をお願ひしたいと思ひます。それと、2ページ目の公平性の確保の陳情理由のところなんで

すけれども、この3、公平性の確保のところの下2行、既に南さつま市やいちき串木野市、周辺自治体でも町外・市外の学校へ通学する児童への補助を実施しており、霧島市もこの流れに続くべきですというのがありますが、誠に申し訳ない、これを削除いただければと思います。ちょっと私が電話をかけて確認をしたんですよ。そうしたら、そこまでしてないというところが、いちき串木野市とか言われましたので、ちょっと正確性に欠けますので、削除をお願いしたいと思います。申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

○委員長（久木田大和君）

それでは、ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（渡邊理慧君）

私も学校給食費の無償化については一般質問でもさせていただいたんですけど、今、子育て世帯の方の生活状況が厳しいという環境があらわれるかと思うんですけれども、そういった方の生活状況がどういうふうになっているのかとか、そういった方の声が、どういった声があるのかとか、聴かれましたら教えていただけたらと思います。

○陳情者（南 静枝君）

私たちは見てのとおり、子ども、それから孫の世代の話になると思うんですけれども、私たちの時代というのは、給食がないとき、私たちは育ってますね。給食が入ってきて、今、全国的にも給食が広がって、霧島市で、私たちのところに要望は直接は届いておりません。しかし、全国的な流れを見たときに、霧島市はやはり県内でも遅れている。霧島市というのは結構、財政規模も大きいにもかかわらず、霧島市以外でも、給食費無償化をやっている自治体がたくさんある中で、遅れているということがあって、どうしても今回、多分国も動き始めていて、もしかしたら、国のほうで完全というふうになるかもしれないんですけれども、給食費だけではなくて、医療費も含んで私たちは陳情いたしましたので、これからの未来の子どもを守るという立場で、ぜひこのことを霧島市でも率先してやっていただきたいと思います。私が聴いたところによると、霧島市はそれなりの財政財源が残っていると、昨年からのものでね。だから、良いものにお金を使っていたきたい。やはり子どもというのが国の宝であるということを考えたら、子育てがしやすい社会をつくる。そして、今の状態では社会的にも若い人たちがだんだん減って行って、日本はどうなるんだろうと言われている状況の中で、このことをきちんとすることによって若い人が安心して子育てができるという社会をつくるためにも、ぜひこのことをお願いいたします。

○陳情者（平田 優君）

すみません。ちょっと午前中に続いてちょっと座らせていただいてよろしいでしょうか。ちょっと。昼からちょっとね温度が高くなったらいいかなと思ったんですけど、ちょっと厳しいもんです。すみません。御質問との関係で直接的に答えるようなデータというのは、なかなか持ってないんですけれども、今、報道等によりますと、国のところも小学校はするというような予算措置もとることなんなんですけれども、定額で、完全無償化ということには、ちょっと言葉を使わないでほしいというようなことなんかもまた報道で漏れ聴いておりますけれども、これをぜひ御紹介していただきたいということと、もう一つは、中学校の無償化に関しては、まだ時期も決まっていない。やるということで方向性ははっきりしてるんだけど、時期は決まっていないということなんですね。私の周りにも何人かは子どもが給食のお世話になってる人がいますけれど、中学生が、やはり中学校になると格段に費用がかさみますよね、教育費の。それで、やはり中学校の教育費を何でこんな後回しにされるのかということに対しては強い憤りと御不満の声が届いておりますので、基本的には義務教育は無償化するという理屈の中でされてると思うんです。この問題はですね。ですから、ぜひ、今回に関しては、ちょっと午前のところでもお話ししましたように、交付金というような形で、少なくとも市内で特別な財政手当ををしなくても、今回に関してはあるというようなこともあるわけですので、そこまで含めて、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。声としての中学生をなぜ外すのかという声が非常に強いというふうに思います。

○委員（渡邊理慧君）

すみません、先ほど平田さんが訂正をされた金額の部分についてなんですけど、ごめんなさい。ちょっと私が聴きそびれたかもしれないんですけど、1番のところの金額になるんですかね、訂正をといたところは。すみません、その訂正の部分について、もう一度、確認してもよろしいですか。

○陳情者（平田 優君）

金額の訂正は、給食費の費用です。ですから現状認識のところの1というところになりまして、資料によれば、公立小学校の平均月額が4,688円というふうに陳情書になっておりますけれども、これ全国の平均を取ったものですから、市のほうが妥当かと思っておりますので、小学校は4,400円になっております、小学校給食がですね。中学校は5,367円というようなことになっておりますけれども、本市の場合は、中学校は1・2年生は5,000円、3年生が4,800円ということになっておりますので、そのほうがふさわしいかと思っておりますので、御訂正をお願いしたいということです。

○委員（植山太介君）

確認をさせていただきたいんですけれども、先ほど渡邊委員からもございました。今までも給食無償化についての一般質問、各議員されてこられたと思います。本市の場合も、ふるさと納税きばいやんせ基金を切り崩してというような話も出ていたと記憶をしてるんですけれど、今回のこの重点支援地方交付金を活用して、ここを活用する意味、意図等があれば、ちょっと御説明いただけたらなと思うところです。

○陳情者（平田 優君）

難しい質問ですね。いや、ほかを見ても、鹿屋とか、ほかの例を見ても、そういう、ふるさと納税なんかを充当しているということをお原資にしてされてますよね。だから、それが可能であれば、ぜひそっちでお願いをしたいというのがいっぱいなんですけれども、ただ、現時点で本市の場合に置き換えたときに、最もやりやすいというのは、ましてや来年からは小学校までは国がお金を持ちますという制度になってるわけですから、さらに上乘せして中学校をお願いするということとの関係で、今回この交付金を使ったほうがより市当局含めて、そういう財政的な措置もしやすいのではないかとということでこのようにさせていただきました。

○委員（植山太介君）

はい、理解いたしました。あと1点、ちょっと午前中の話をまた似たような話になってくるんですけれども、困窮者支援ということが大きな目的でのこの交付金かなと思ってるところなんですけど、もちろん子育てで困窮されてる大変な方々いっぱいいらっしゃいます。例えば、御高齢で困窮されてる方、お子さんはいないけど困窮されてる方、いろんな方がいらっしゃいます。そこから辺との午前中の話とも一緒ですけど、公平性という観点からはどのような意見かお聴かせください。

○陳情者（平田 優君）

先生難しい質問されるから、答えに困るんだけど、コープのお店の前で月に1回、フードバンク、あれやってますよね。50人ぐらい並ぶんですよ。年齢もいろいろばらばらです。制限をかけてませんから、若い子育て世代だけというわけではないんですけれどね。ですから、やはり様々な理由で食品も困る、何々も困るというような方との関係は、非常に大きいというふうに思ってるんですね。我々が一番胸を痛めるのは、やはり子どもたちの関係ですよ。少なくとも、やはりどういいうんですかね、健全な体にやはりするというような学校給食の本来の目的に沿うような部分というのはあってしかるべきだろうと思うし、私は結構そのことを、重点交付金を使ってやることの優先順位は高いというふうには思っているんですね。どれが1番でどれが2番だと言えと言われるとちょっと困るところあるんだけど。特に中学校を今回、先生方がどんなふうに思われてるか分かりませんが、霧島市は、私は子育て支援とかに関して決して積極的な市ではないというふうに残念ながら思ってるんですね。それをやはりもっと積極的にしていくことで、よりよい住みやすいとかより子

育てやすいとかということがアピールできるのではないかなというふうに思ってるんですね。その点で、やはりほかの市の関係で、もう既にアレルギーをね、子どもさんのほうでお弁当のところまで手当てしてるところはなかなか市町村としてはないんですけれども、やはり中学校までというのは鹿屋がやったりとかしてるし、御近所という湧水町なんかもされてるわけですから、その部分ぐらいまでは、せめてやれるべきスタンスをとって、もっともっとアピールをしていくということが必要なのではないかなということが今回の趣旨になっております。必ずしもそういう意味で、いわゆるこの生活困窮者が、小学生が多いからとか中学生が多いから、今回お願いしますというわけではなくて、むしろそのことが積極的な地域づくりに役に立つのではないかなというような視点から、今回お願いしておりますので、御審査をよろしくお願いします。

○陳情者（南 静枝君）

今の件に関して、県内だけで見ても、霧島市は結構経済的に豊かな市ですよ。それでもやらないというのを知って、ちょっと私はびっくりしたんですね。もっと大きなことを言えば、国家的に言っても、世界の中で日本は結構いいランクの経済力を持った国なのに、まだこういうことにお金を出さない。子育てはみんな自分たちでやんなさいよという姿勢がまだあるということはとても残念なことだと思います。国がそれだけの大きな経済力を持っているのに、ヨーロッパ諸国なんかを考えてみても、こんなのを出す国ってヨーロッパではないと思います。全て無償化というのが、もうスタンダードというものになってるのに、国ではやはり小学校に行くのに、親が負担をしないといけない。安心して子育てができない国であるという日本を、すごく私は憂えています。やはりもう少しみんなが日本人はちょっと謙虚なところがあるので、なかなか自分の要求を出さない、言わない。外国はストレートに自分の要求、子育てをするのはみんなの子育てだという感覚に立ってやっているととても大事なことで、その考えを少しでも日本が引き継いでいく。まして鹿児島県内で、霧島市は財政的に私はお金が残っているという話を聞いたので、どうしてそういうところに使えないのかということをととても疑問に思っていて、今回、陳情にしましょうということに立ち上がりました。ぜひ皆さんも考えていただいて、よろしく願いいたします。

○委員（川窪幸治君）

私もまた午前中と同じような質問になるとは思うんですけれども、この陳情書の中に、交付金の目的というところに、重点支援交付金が、要は低所得者を含む住民生活を支援するための財源ですということが書かれております。そのあとに、給食費の無償化は所得制限なく全ての子育て世帯ということで書いてあるんですけれども、やはり、学校に子どもを預けられている保護者の中には、いろんな所得の方がいらっしゃると思います。ある程度の所得を超えてる方も十分いらっしゃるのではないかなと私は思うんですけれども、その辺のところはどのような感じで考えていらっしゃるのでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

今回、重点支援交付金を活用したらいかがですかという御提案をしておりますので、このような書き方になっておりますけれども、先生言われるように、そういう側面は確かにあると思います。ただ、私は、学校教育の場合は、基本的に所得制限を設けるべきではないと思うんですね。だって、親がお金持ちだからあなた給食費払いなさいとか、そういうのはやはり教育上よろしくないですよ。それからこれ、結構一律であるべきだろうというふうに思うんです。だから一律にやはりちゃんと負担をするということが、とても大事なものだというふうに思っておりますので、今回、押しなべて何回も繰り返しますけれども、調べてみると、小学校は確かに無償化になるかもしれませんが、中学に関しては、これは親が負担をせざるを得ない状況になっていくわけです。そういうことをやはり少しでも解決するという道の筋を立てるということは、そこに親世代の、これって金額がものすごい大きいですもんね。中学校でもここにありますように、5,000円ぐらいでしょう。知らないけど、なんで3年生だけ少ないというのはあるんですけれどもね、日数が少ないからですかね、あるんですけれどもね、その年にすると6万円ですからね。やはりそういうことに対する家計が

非常に助かるというのは、一方においては言えることではないかなというふうに思いますので、ぜひ、無償化に関しては御検討いただければと思います。

○委員（川窪幸治君）

理解しました。あと1点、この陳情事項の3項目めに多分当たるのではないかと思うんですけども、給食を利用できないアレルギー対応の児童や不登校の児童などに対しても、給食費相当額の助成ということが、今、ここにあるんですけども、相当額の助成というのはどのような中身を想像されているのか、分かればお示してください。

○陳情者（平田 優君）

残念ながら、鹿児島県でこの制度をとってる市町は私は存じませんので、ちょっと鹿児島県の事例を示すことは難しいんですけども、全国の中では、いわゆるお弁当派と言われている、お弁当を持たせざるを得ないということに関して、その相応分の手当を支給するというのがあります。その相応分というのは何かということになってくると思うんですけどね。そうなったときに、一つになるのは、今回、国が示している5,700円というような単位だったりとか、少なくとも市のほうが助成をする、例えば小学生である同額ね、4,400円とかそういうのが、そうなるのではないかと。少なくとも子どもが給食を食べれない事情というのは、それぞれあるわけですから、その同額を補填するというの、そんなに無理な話ではないのではないかなというふうに思っておりますので、残念ながら、残念ながらということはないですけど、この制度を霧島が仮に導入したとすると、これは、県内のトップランナーになるわけなので、ぜひ、積極的な御議論をお願いしたいというふうに思います。

○委員（渡邊圭章君）

2項目めの国の動向と先行自治体の事例というところの、他市の状況をお示しいただいてますけども、この鹿屋市だったりとか、南さつま市とかいうところの他市の状況の財政的などところの部分は、この重点支援地方交付金を使ったものではなく、それぞれの財源を活用してやっているということで確認なんですけどよかったでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

全部が全部調べられてるわけではないんですけども、鹿屋なんかはどちらかという自前のそういうふるさと納税なんかを使ってやられているというふうにしております。特に、この交付金に関しては、時限だというのもありますし、特に今回ぐらいですよ、これだけ大きな規模というのは。前回でいうと、それを活用したというのは、少なくとも申し訳ないですが、県内では存じ上げません。ただ、もう既にやってること自身非常に価値がありますし、今回に関しては、本市の場合なんかはこういう活用ができるということの条件というのは広がっているというふうに思いますので、御検討いただければと思います。

○委員（竹下智行君）

国保税と介護保険料の引下げにこの交付金をというの、午前中あったわけですけど、執行部の説明を聴く中でも、この交付金の使い道というのが、国からのQ&Aというところでも出ているところもあるようですけども、そちらもその目的が物価高騰のところに平等に使っていくというのも、一つあるのかなと思うんですけど、私も無償化については、霧島市も取り入れていくべきだというふうに思っております。先ほどもありましたけれども、その財源を、この交付金ではなくて、例えばふるさと納税からそこに充てるとか、その財源については、今後、検討しなければいけないと思うんですけど、この交付金を今回無償化に充てるということが、ひょっとしたら皆さんが理解している交付税の使い道と、行政が確認している交付税の使い道というところの、少しちょっと理解の開きがあるのかなと思うんですけども、そちらについては、どのようにお考えになりますでしょうか。

○陳情者（南 静枝君）

今回交付金が出るということで、より早く取り組めるのではないかとというふうに考えて、理想的

には、これはもう地方自治体が、ほかの地方自治体でもやっていますし、全国的ではあちこちで行われておられることなので、この交付金より以前に予算措置をしていただければ一番ありがたいんですけども、それが今までなされなかったので、今回、交付金があるということで早くできるのではないかという気持ちもありまして、今回、要望いたすということになりました。霧島市として、これだけの規模の市がいまだに学校給食の無償化とかをやっていないということは、あまりいいことではないというふうに思いますので、もしどうしても交付金でできないということであれば、別の予算措置をちゃんととって、霧島市は学校給食を普通のレベル、一般的なレベルまで持ってほしいと思います。先ほどちょっと大きなことを言いましたけれども、世界レベルでも日本は先進国であるのに、いまだにこのレベルであるということは、ちょっと残念だというふうに私は思っていますので、そここのところの認識をもっと持っていただいて、そしてみんながやはり少しでも住みやすい、日本に住んでよかったなと思えるような国づくりに頑張りたいというふうに思います。特に霧島市は今、すごく拡張していますよね、市全体が。住みやすいのにもいつも1番、2番なっていますけど、もっともっと若い人たちが住んでくれるような社会にするためには、特に子どもを持っている親御さんにとっては、助成があるということで、意外と、そんなところだったら住みたいなというふうに思っているという可能性もありますので、ぜひ、まずは交付金で、交付金でどうしても駄目ということであれば、別の予算措置をとって実現していただきたいというふうに思います。

○陳情者（平田 優君）

先ほどの御質問との関係で直接的にお答えをすると、今回、2兆円の事業推奨メニューという国からこのように示されており、そのナンバー3は、物価高騰に伴う子育て世帯支援、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校における学校給食等の支援というのが書かれているわけですね。低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等の可能ということで、推奨事業としてはちゃんとあるわけですね、学校給食に対する支援ということも。ですから、これが優先順が高いとかなんとかは、ちょっと私の口からは言えないので、ちょっとそれはもう少し御議論いただければというふうに思いますけれども、決してこの交付金の趣旨に沿っていない使い方ではないということは御理解いただければと思います。

○委員（渡邊理慧君）

今の件で、私も推奨事業メニューを見ていて、一般質問の前にも調べたりしたので、私も使えるのではないかなと思ったところではあったんですが、それは、使い方としては市が今から考えていくというような回答だったんですが、小学校までは、今無償化が進んでおりまして、4,700円を超えて、そのあとに4,700円を加味して5,200円ぐらいまでは補助をするという話だったので、それで中学校の分を基金で賄っているところもあるかと思うんですけど、ほかの自治体ですね、その分がなかなか霧島市でない。基金でも中学校までの給食費を無償化にしていないというところから、今度、この事業を使って中学校分の給食費の無償化をしてほしいという形で陳情を出されているという認識でよろしいでしょうか。

○陳情者（南 静枝君）

そういうことでございます。もちろんそういうのを使わないでさきもって、そういう手当てができていたら、この要望はないわけですね。だから遅れているので、ぜひ今回、この交付金を使いまして、中学校までということで、よろしく願いいたします。

○委員（渡邊圭章君）

確認なんですけれども、完全無償化という話で、金額のほうがかろうじてアップされているところがあると思うんですけども、給食、今、お金だけの問題ではなくて、先ほど来もお話いただいたとおり、質というか、適正な量というか、その辺の部分も、必要なのではないかなと思うんですけども、その部分に関して、この陳情事項の2項目めのところでいうところが担保していると

いうことでよろしいでしょうか。

○陳情者（南 静枝君）

もちろんそうです。学校給食も時々テレビ等で見ることもあると思いますけれども、いろいろ工夫して、子どもたちのために、子どもたちが健康に育つようにということで、工夫していると思いますけど、それも含めてお願いしたいということでございます。

○委員（渡邊圭章君）

分かりました。今、おっしゃられたのは、ずっと恒久的に続いていかなければいけないものなのかなと思ってます。ただ、この重点支援交付金自体は、ずっと続くかどうか分からないというところがすごく、いつ、先ほどの介護とか国民健康保険なんかのところは、一番すごく気になってるところで、ここをひもづけてしまうことによって、そこの担保というか、その辺がどのように捉えているかなあというところがあるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○陳情者（南 静枝君）

先ほど言いましたけれど、今回は特別交付金でやるということですが、もっと本質的には本予算の中にきちっと子どもを育てるという観点でとらえてほしいというのが本当は第一です。そこでできていないから、今回チャンスが来たのでこれでやってほしいということです。以上でよろしいでしょうか。

○陳情者（平田 優君）

補足になりますけれども、その点で言ったときに、本市の場合は、既にもう支援交付金を使って、いわゆる食材費の高騰に関しては、このぐらいの支援をしましょうということでされておられますよね、現実的にはね。そういうことがずっと続いてるわけですから、必ずしもそのこと自身が、今回の場合、大きな交付金がなくなったからどうこうするという点に関して、元に戻るということにはならないのではないかなというふうに想像はしております。ただ、金額がどのぐらいとかいうのは私はまだよく分かりませんので、それは少し議会のほうでも、資料を提供いただいたりして議論をいただければというふうに思うんですけどね。ただ、今度のことが大きな一つの契機になるということは、これはもう紛れもない事実だろうというふうに思いますので、何か特別に、先ほど言われるようにできない事情というのはよく分からないんですけど、もしおありなんだったら、それを乗り越えられる一つの契機になろうかと思っておりますので、そのことはやはり、市長なんかもお考えなんだろうけど、やはり住民の意見、意思という希望という点で言ったときに、議会がお示しいただくのが一番早いかなというふうに思いますので、議会のところで積極的に御議論をお願いしたいと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、陳情第14号について、陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方々ありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時39分」

「再開 午後 2時41分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第14号、「重点支援地方交付金」を財源とした市立小中学校の学校給食費無償化を求める陳情について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情第14号についての見解を説明します。学校給食法においては、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校設置者が負担し、食材費については児童生徒の保護者が負担するものとされています。本市では、学校給食に係る食材費の高騰を受け、保護者の皆様の負担軽減を図る観点から、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や一

般財源等を活用し、食材費の一部を公費で補填することにより、学校給食費を据え置いています。このような中、国においては、令和8年度からの小学校の学校給食費無償化の実施に向けた協議が進められているものの、現時点においては、自治体ごとに異なる学校給食費の水準や、自治体の財政負担の在り方等を踏まえた具体的な制度設計は示されていない状況にあります。また、中学校の学校給食費無償化についても、国において、小学校の無償化を実現した上で、できる限り速やかな実現を目指して検討すべき課題として位置付けられています。このような状況を踏まえ、本市としては、引き続き、国における制度設計や財政支援の動向を注視してまいります。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

少し確認をさせていただきたいと思うんですけども、国のほうから出ている重点支援交付金のほうなんですけれども、これは、今言われている学校の無償化、今回の陳情に対して、これは使用できるものなのかどうかというところをお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

国から示されております重点支援地方交付金の推奨事業メニューの一つとしまして、物価高騰に伴う子育て世帯支援という部分で、小中学校等における学校給食費等の支援ということで一つ項目として設けられております。

○委員（川窪幸治君）

設けられているということで、実際これを実現をしようとした場合、どのようなことが課題として上がるのかお示してください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

課題ということなんですけれども、先週の一般質問の中で、市長からも答弁がありましたけれども、重点支援交付金、霧島市に配分されたものをどういうふうに施策として活用していくか、幅広い視点で今現在検討しているところであるというところで答弁を致したところです。給食費だけの観点ではなくて、様々な施策をどういうふうに展開していくのかというところで、市全体として今考えているという状況でございます。

○教育部長（上小園拓也君）

この重点支援地方創生交付金なんですけれども、今度推奨メニューで使えるということでございますけれども、この交付金が来年度以降、ずっと継続的に安定的な財源となるかということではございませんので、一旦この交付金を使った後、そのあとどうするのかというようなことも慎重に検討していただければならないというふうに考えております。

○委員（川窪幸治君）

来年度のほうから、小学生が無償化のほうで協議が進められているということなんですけれど、これ、小学生の人数がどのぐらいで、中学生がどのぐらいいるというのが今、分かりますか。

○学校給食課主幹（和田純孝君）

今現在の小学校の喫食者数になるんですけども、11月で6,919名が小学生、中学生が3,486名になります。

○委員（川窪幸治君）

今、お聞きしました小学生が6,918名、中学生が3,486名、これを公費ということで、もし概算すると、幾らほどになるのか。積算はありますか。

○学校給食課主幹（和田純孝君）

令和6年度の予算ベースになるんですけども、中学生で学校給食の無償化を行う場合、中学生で2億1,221万円。小学生で3億8,673万円を見込んでおります。

○委員（川窪幸治君）

今ちょっと私も正確に聴けてないのかもしれないですけど、中学生で2億1,000万円ですかね、小学生で3億8,600万円程度ですかね、この金額を重点支援交付金後にまたこれを続けていくとなると、どのようなことが課題として起きてくるのかお示してください。

○教育部長（上小園拓也君）

今ございました、交付金を使った後、次年度以降のことになりますけれども、当然にほかの予算をこの給食費に回さなければいけませんので、市全体で考えれば、限りある財源の中から、ほかの事業をとめて、給食費のほうに回していただくということが一般的な考え方になろうかというふうに思っております。私どもとしましては、今、国のほうで、まず小学生の無償化について制度設計が進められているところですし、中学生につきましても、その後、小学校をやった後に、中学生をやるというような方向が出ておりますので、引き続き、国の動向を注視してまいりますというようなことでございます。

○委員（植山太介君）

今までのことを聴かせていただいていることなんですけれども、この重点支援地方交付金、今まさに、どういうことが一番適しているのか、それで、前の答弁では本定例会の最後ぐらい、あるいは3月ぐらいには何か実行案を出したいというような話もあったところなんですけれども、今の話を聴きますと、この今回上がってる陳情も、そのような事業の一つであると。幅広く考えると、先ほどおっしゃってたので、そのような一つであるということは間違いのないのか、聴かせていただければと思います。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情内容にございますとおり、この学校給食費にこの交付金を活用できるということが推奨メニューにも書かれておりますので、活用することは可能なんですけど、それを活用してやった場合に、次年度以降どうするのかというところが、やはり慎重に検討していかなければならないということでございます。

○委員（植山太介君）

理解を致しております。そこは私なりに十分理解をしつつ、陳情者の方と、この前のほかのやりとりもそうなんですけど、単発でもいいと、これをすることに意味があるんだと、そういう熱い思いもあったので、ちょっと確認をさせていただいたところでした。あともう1点なんですけれども、この午前中も別なもので話をしたんですが、この重点支援地方交付金、スピード感を持ってというのはやはり大切なところなのかなと。それこそ市のほうもできるだけ早くというふうに御答弁を頂いてるのもそこだと思っております。例えばこの今、上がってるような陳情内容をするとなると、私は比較的にもうもらうのをやめるという形なので、スピード感としては早いのかなと思ったりもしたところ。これを仮にするとしたらどの程度、その仕組みをつくるのにかかるものなのか、分かれば少し説明していただけたらと思うところなんですけど。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

仮の話として充てる場合ということだと思うんですが、現在も既に物価高騰対応の重点支援交付金というのは活用しているところですので、大きなそんな仕組みを変えたりとか、手間がものすごくかかるということは考えておりませんが、冒頭から申し上げており、今、国のほうの無償化としての制度設計をされている最中です。そういう内容が具体的に示された後に、そういう部分を逆に、短期間の中で当てはめていけないといけないので、そういうこと等どうしていくのか、どういうものが内容として届くのか、その辺をきちんと見極めて非常に短期間の中で、逆にやらないといけないのかなというふうに考えております。

○委員（田中紗弥佳君）

この陳情以外にもこの重点支援地方交付金を使ってということの陳情が幾つか今回出ているんですけど、交付金自体は幾ら交付されるのか、分かれば教えてください。

○学校給食課主幹（和田純孝君）

今回の重点支援交付金の霧島市への配分の総額ということでよろしいのでしょうか。13億4,000万円ということで聴いております。

○委員（竹下智行君）

この交付金については、ちょっと私も理解不足だったんですけど、介護保険料とか国保税に充てるのは好ましくないと。ただこの子どもの分野、ここに使っていくのは、そこに合致するというので、陳情者の方もなかなか他市町村に比べて、霧島市がこの無償化になかなか舵をきれないというところに、ちょっとこう、不満というか、それは私たちもそうなんですけれども、この無償化についてなかなか前に進まないというところは現状あるかと思うんですけど、この無償化について、霧島市のほうではやっていこうという議論というか前向きな議論というのは、これまでされているのか。他自治体の様子を見てというのが、これまで霧島市は非常に多いかと思うんですけど、ここについてはちょっと前向きな検討というのが、なされたことがあるのか、実際にそういう方向で議論されることもあるのか、そこあたりについて教えていただけますか。

○教育部長（上小園拓也君）

まず竹下委員から前向きなということがございましたけれど、まず議論する際には、いろいろ検討して、結果として前向きにいくのか、いろいろあろうかと思えますけれども、まずこの給食費につきましては、これまでの議会でも度々申し上げておりますけれども、やはり新たに5億円以上の財源が必要となるというようなことから、やはり慎重な議論が必要だろうというふうに思っているところでございます。ただほかの自治体では、例えば、過去の交付金を使って、重点支援地方創生交付金を使ってやったところもありますけれども、交付金が減ったとか、そういうところでまた元に戻している自治体もございまして、あるいはふるさと納税を活用して、この無償化をやっているところがあるのも実際でございまして。ただ、このふるさと納税も安定的な恒久的な財源であるかという点、必ずしもそうではないのかなというふうに考えております。先般の一般質問でもございましたけれども、事務費が50%から今後、また40%に減っていくということで、なかなかふるさと納税自体が今後どうなっていくのかということは見極めが必要かというふうに思っておりますので、私どもとしましては、今、国が無償化を行うというようなことをやっておりますので、その動向を注視しながら、慎重に議論を重ねているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

執行部の方は陳情書は読んでいらっしゃるんですかね、陳情書の中の3項目めに、食物アレルギーというところが書いてあるわけです。私、少しアレルギーに対して認識不足なところがあるのかもしれないんですけども、アレルギーの給食、以前、私も伺ったときにアレルギー食というのが、アレルギーが三十何種類ほどあるというようなことを聞いたんですけども、やはり現在も今、三十何種類ほどあるということですかね。ちょっと確認をお願いします。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

正確な数字は押さえておりませんが、36以上はあったかと思えます。現在、それに含めて乳製品が受け入れられない子どもとかも増えておりますので、また、このアレルギーの数が必要であればまた後ほどお答えしますが、よろしいでしょうか。

○委員（川窪幸治君）

続けて、このアレルギーの中の陳情書の中に、給食費相当額の助成を行ってほしいというようなことがここにあるわけですが、この辺のところはどのような見解というか、考え方をもちながら、分かる範囲でお示ししてもらえればと思います。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

他市町村で無償化を既に実施している市町村におきましても、今おっしゃられた、アレルギー対応の児童への部分をどうするのかというところは、対応がまた分かっているのかなと思っております。確か県内では、その対応はまだしている市町村はなかったのかなと思うんですけども、こういったものも、無償化を実際にやっていく中で、例えば、一部の市町村が行っている、給食費と

同じだけの額を補助するというやり方が必要なのか、そうしないのか、そういった細かい制度の部分も一つずつ考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○委員（川窪幸治君）

今の質問のあれなんですけれども、やはり今まで事例のないところの実務が増えてくると、そこにはまたそういう実務のまた事務的な処理とか、また食材だったりとかそういうところもまた、加えて、その皆さんの仕事の中に入ってくるというような認識でいいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

事務的な部分については、今おっしゃられたとおり、また新たに細かい部分をいろんな対応をしていく必要があるのかなと思うんですが、実際の給食現場においては、アレルギー、一つ一つの対応としてはこれまでどおり変わらずやっていくということになります。

○委員（渡邊圭章君）

霧島市はこの物価高騰に対応するために国の交付金を活用して、食材費の公費を負担していると思うんですけれども、金額的なところを教えてくださいなと思います。

○学校給食課主幹（和田純孝君）

物価高騰の臨時交付金について、令和6年度については1,830万円交付金を活用しております。令和7年度についてなんですけれども、7,450万円を見込んでおります。

○委員（渡邊圭章君）

それは、給食費の高騰分に充てる金額でよろしいでしょうか。

○学校給食課主幹（和田純孝君）

学校給食の高騰分に充てる分の交付金になります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で、陳情第14号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時02分」

「再開 午後 4時26分」

#### △ 議案処理

#### △ 議案第86号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第86号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第86号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第86号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第91号 霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第91号、霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第91号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第91号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第93号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第93号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（渡邊理慧君）

すみません、ちょっと初めての委員間討議なので、どのようにしていいのかわからないところなんですけれども、この議案第93号は、国の制度改正によるものに対しての条例の改正というところなんですけれども、私が申した附則の部分で、保育士の部分、保育士のかわりに幼稚園教諭もしくは小学校教諭、または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるというところで、やはりこれは保育士のという概念の範囲を広げるのではないかなと思って、ちょっとここはか今後、保育士じゃなくても広がっていくという、保育士の免許を持ってなくても広げていくというのは、運営をするほうからしたら、人の確保はしやすいのかもしれないんですけど、保育を預ける側にとってはちょっと、保育の質の低下につながるのではないかなという気がしています。ここが気になったところでした。

○委員長（久木田大和君）

今の意見に対しまして、ほかに御意見もしくは、今の意見以外でも結構ですけれども、御意見はありますか。

○委員（田中紗弥佳君）

私は子育て支援委員のことにについて聴いたら、研修を受けるというのを聴いたときに、自分が子育てを今していて、保育士もいる中で、現状今、保育士の資格がない先生もいる中に預けてはいるんですけど、やはり資格がなくても、ちゃんと研修を受けて、人がいるということは、やはり育児してる中でも、人が多ければ多いほど、やはり保護者は安心するかなと思うので、人が少ない中に預けて、保育園で事故が起きるとかそういうことを考えれば、そういう幅が広がって、やはり人員の確保があるほうが私的には安心かなというのはあるなと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、議案処理に入ります。議案第93号について、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（渡邊理慧君）

議案第93号について、反対の立場から討論を致します。小規模事業所A型保育所及び保育所型事業所内保育事業所に配置する職員について、本来、この保育所については、全員が保育士の資格を持った人ではないと保育ができないという規定になっています。今回の条例改定により、附則第6条を新たに設けることで、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する方を保育士とみなすことができるようにするための改定で、事実上は現行より保育士の基準を緩和するものです。今回の条例の改定は、保育の質の低下を招く恐れがあることから、反対の討論といたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかに賛成の方の討論はありませんか。次に原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（植山太介君）

私は、議案第93号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。今回の議案は、内閣府令が令和7年9月16日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改定を行おうとするものでございます。この改定に伴い、保育士が行う業務について、要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、保育所等における保育士配置についても、改善が進み、保育環境の充実につながるという思いがございします。それも踏まえてこの議案については賛成の立場であります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、以上で討論を終わります。採決します。議案第93号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者7名、賛成多数と認めます。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第94号 霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第94号、霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第94号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第94号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第106号 指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第106号、指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第106号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第107号、指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第107号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第107号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第110号 指定管理者の指定について（霧島市立医師会医療センター）

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第110号、指定管理者の指定について（霧島市立医師会医療センター）について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（竹下智行君）

指定管理のほうは、始良地区医師会のほうがしてるわけですけども、今回病院も新しくなって、診療科も増えて、市民の方にとってはもう非常に医療の充実ということで非常によかったと思っております。ただ経営面については、やはりまだ赤字というところもありますので、経営改善というのは、指定管理受ける医師会、そこが実際運営しているまた医療センターの幹部の方だったり、年2回は、運営的な会をしているということですけども、外部コンサルの方も入っているので、経営改善をより一層続けていただき、黒字化を目指すような努力のほうをしていただきたいというふうに思って要望をしておきます。

○委員長（久木田大和君）

今の竹下委員の要望に関しては、この委員間討議のところで付け加えるべきか、もしくは委員長報告のところに、付け加えるほうがよろしいか、議案に関しての部分であるかどうかという判断も踏まえて、いかがですか。それは議案の中身に関係すると思ったらここの中で入れたものを、また、委員長報告の中でもする形になりますけど、どちらがよろしいかなと思ったところであります。

○委員（竹下智行君）

指定管理自体は医師会がしていくことにはもう一番いいかと。そこはもう全然、問題はないかと思っております。要望という形なので、最後、委員長のほうで、そのほう、こことはまた別に、委員長報告の中で付け加えていただければいいかというふうに思います。それでいいですか。

○委員長（久木田大和君）

分かりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第110号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 陳情第12号 「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情

○委員長（久木田大和君）

次に、陳情第12号、「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、委員間討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

採決でいいと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは採決することに決定を致しました。これより陳情第12号について、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（植山太介君）

私は、陳情12、「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税引き下げ・減免を求める陳情に対して、反対の立場から討論いたします。陳情者の方々の思いは理解するところでありますが、担当課からの説明でもありました、国からの地方公共団体へ向けた通知では、今回の交付金の性質上、国民健康保険税の減免等の減収補填への活用はなじまないと見解も示しており、事実上活用不可ということでもあります。また、公平公正という観点、あるいは迅速な事業執行という面からも問題があるように感じております。陳情者の方々の思いであられる物価高対策として考えれば、重点支援地方交付金を活用した別の手段も大いにあると考えます。市としては、早ければ今定例会最終あるいは3月定例会には、交付金を活用した事業を示したいと答弁がありました。国民健康保険税

自体がどうなのかという議論はあるかもしれませんが、今回の重点支援地方交付金を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情には、以上のことから反対をいたします。

○委員長（久木田大和君）

次に原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（渡邊理慧君）

「重点支援地方交付金」を活用した国民健康保険税の引き下げ・減免を求める陳情に賛成の立場から討論を致します。霧島市の国民健康保険に加入する被保険者の所得は、令和6年度の決算では、加入世帯の68.46%が2割・5割・7割の法定減免の対象であり、被保険者の多くが年金生活者や非正規で働く方で占められています。国保は国民皆保険制度を担う最後のセーフティネットであり、その充実が求められています。国保税の引下げという市民の願いを尊重する立場で賛成と致します。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論を終わります。採決します。陳情第12号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者1名、起立少数と認めます。したがって、陳情第12号は、不採択とすべきものと決定をしました。

#### △ 陳情第13号 「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める陳情

○委員長（久木田大和君）

次に、陳情第13号、「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める陳情について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、以上で、委員間討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

採決をした方がいいと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それでは採決することに決定しました。これより陳情第13号について、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（竹下智行君）

私は、「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引き下げ・減免を求める陳情書について、反対の立場で討論します。この介護保険料については、第9期霧島市介護保険事業計画で基準となる月額5,800円、年額6万9,600円に引下げ、所得段階については、国基準と同様に、現行9段階から13段階へ多段階を図っております。また保険料調整率については、第1段階から第3段階までの低所得者及び第10段階から第13段階までの所得の乗率を国が示す基準額よりも独自に引下げて、低所得者の減額率を高め、高所得者の増額率を抑えております。これによって、第1号被保険者のうち98%以上の方が、第8期介護保険事業計画よりも低い介護保険料となっております。この重点支援地方交付金を活用して減額・減免するのは、本交付金の制度上なじまないという、厚労省からの

関係法令でも確認済みということでありました。そういった意味でこの交付金を充当させるということは、なじまないというところで反対という討論をさせていただきます。

○委員長（久木田大和君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（渡邊理慧君）

「重点支援地方交付金」を活用した介護保険料の引下げ、減免を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。霧島市すこやか支え合いプラン2024の資料によると、第1号被保険者のうち本人非課税の人が64.9%を占めています。所得の少ない方が多く加入する介護保険は、少しでも保険料を少なくして負担を軽減しなければなりません。物価高騰で暮らしが大変なときでありますので、陳情者の立場を考慮して賛成と致します。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

討論を終わります。採決します。陳情第13号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者1名、起立少数と認めます。したがって、陳情第13号は、不採択とすべきものと決定をしました。

#### △ 陳情第14号 「重点支援地方交付金」を財源とした市立小中学校の学校給食費無償化を求める陳情

○委員長（久木田大和君）

次に、陳情第14号、「重点支援地方交付金」を財源とした市立小中学校の学校給食費無償化を求める陳情についてお諮りします。先ほど、陳情者からの質疑の中で、内容についての修正がありました。修正については、書式を出していただいて本会議で、修正を諮るもしくは、取下げをしてもらうかという形でどちらかの選択肢があるということで陳情者のほうにお諮りを致しました。その結果、本会議が最終本会議となるということで、どちらにしても対応としては変わらないということになりますので、陳情者のほうからは、そういった取下げも修正も提出はないということで、お話があったところであります。ただいま提出されております現陳情書について、お諮りしたいと思いますが、修正については、軽微な修正ではなく、その内容については、そこを修正してしまうと陳情の意図が変わってしまう形になる状況であります。本委員会の中で、取扱いについて検討したいと思うんですけれども、正しくない情報が出てきたという情報の中で、この陳情書について審査をすることは適切ではないと考えるんですけれども、審査未了という形で取扱いをしてもよろしいかどうか、お諮りをいたします。御意見があれば、御意見をお出しいただければと思います。

○委員（川窪幸治君）

今回の陳情についてなんですけれども、やはり、陳情者の方が、答弁でも急な内容についての取消しというものがありますので、やはり議会で諮るものになってくるので、整合性が欠けてるというような点では、審査未了というのが妥当ではないかと私のほうは考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

それでは審査未了という形で取扱いをしてもよろしいでしょうか。

[[「異議なし」と言う声あり]]

それではそのように取扱いを致します。

### △ 委員長報告に付け加える点の確認

#### ○委員長（久木田大和君）

続きまして、最後に委員長報告に付け加える点の確認になります。ただいま、審査をいたしました内容に加えまして、委員長のほうで最後報告の中で付け加える点があればお出し頂きたいと思えます。先ほど竹下委員のほうから発言のありました点については、つけ加えさせていただくことと致します。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいでしょうか。それでは、先ほど出していただいた竹下委員の意見を報告することとし、文言については委員長に御一任頂けますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で、審査を終わります。

### △ 閉会中の所管事務調査について

#### ○委員長（久木田大和君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。一旦休憩を致します。

「休 憩 午後 4時53分」

「再 開 午後 5時02分」

#### ○委員長（久木田大和君）

それでは再開を致します。閉会中の所管事務調査についてでありますけれども、調査項目としては、文教厚生常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思えますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

### △ その他

#### ○委員長（久木田大和君）

次に、その他としてですが、委員の皆様方から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 5時03分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長 **久木田 大和**